

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

NOVEMBER2016 **159**

トピックス

- ・平成28年度薬事功労者厚生労働大臣表彰

協会活動

- ・世耕大臣 流通団体懇談会
- ・ヘルスケア議員懇話会朝食勉強会
- ・機能性表示食品制度 第10回検討会報告
- ・セルフメディケーション税制について
- ・ドラッグストア流通記者会 記者意見交換会100回記念
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会 案内
日本ヘルスケア協会 案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、東京都他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

セルフメディケーション税制は1月1日スタートとなります。先般、産業界連絡会があり出席しました。10月より出荷は一部メーカーで始まっているものの、1店舗に1～2個なのでお客様から質問の出る状態ではなさそうです。しかし、OTCメーカーにとってこのセルフメディケーション税制は、たとえ適用範囲が縮められても12000円を超えた部分という高いハードルであったにしても、一旦制度が出来た以上は「なんとしても拡大する」という先を見越した思いがあります。

については、このセルフメディケーション税制を一般生活者にPRし、利用してもらいたい、ドラッグストアの従業員の方にしっかりと説明ができるようになってほしいと訴えていました。

お客様に聞かれても、従業員の方がちゃんと応えられるよう、マニュアルを使用してご指導いただきたく願います。また、ポスター、チラシのデータをお送りしていますので、ぜひアウトプットして店舗内に掲示するなどの活用をしていただきたくよろしくお願いします。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.159

2016.11

●トピックス

- ・平成 28 年度薬事功労者厚生労働大臣表彰

●協会活動

- ・世耕大臣・流通団体懇談会
- ・ヘルスケア議員懇話会朝食勉強会
- ・機能性表示食品制度の第10回検討会
- ・セルフメディケーション税制について
- ・ドラッグストア流通記者會 記者意見交換会100回記念
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会 案内
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、環境省、東京都、日本介護食品協会、独立行政法人国民生活センター

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

平成28年度薬事功労者厚生労働大臣表彰 授賞式

平成28年度薬事功労者厚生労働大臣表彰の授賞式が、10月21日(水)午後2時より厚生労働省2階講堂で行なわれました。

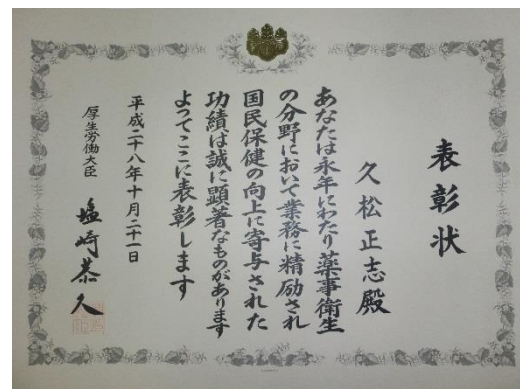
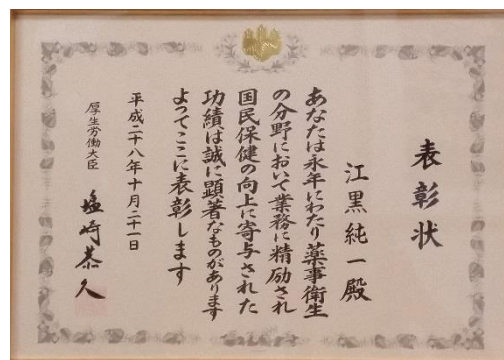
この表彰の趣旨は、多年にわたり薬事関係事業の発展向上に貢献し、薬事行政の推進に顕著な功績があった者及び団体に対して厚生労働大臣がその功績をたたえその功労に報いるとともに、薬事行政の推進に寄与することを目的としています。

今年の全体の受賞者は個人89名と1団体でした。協会からの推薦で受賞されたのは、江黒 純一副会長(株式会社クスリのマルエ 取締役会長)と久松正志 常任理事 元副会長(株式会社ココカラファイン 相談役)のお二人です。

冒頭、医薬・生活衛生局長より塩崎厚生労働大臣の挨拶文が代読され、その後表彰者一人一人の氏名が読み上げられ、各分野の代表者に表彰状が手渡されました。

今回初めて当協会、江黒副会長がその代表者の1人として壇上に上がり、表彰状を受け取りました。続いて表彰者の代表者より謝辞が述べられ、表彰式は滞りなく終了しました。

これで6年連続の薬事功労表彰受賞となり、お二人にとっても、ドラッグストア業界にとっても大変名誉なことであるだけでなく、薬事行政の中でその存在感がますます増してきている事の証左であると言えます。



世耕弘成経済産業大臣にセルフメディケーション推進他を要望

10月17日の月曜日、新たに経済産業大臣となられた世耕弘成参議院議員の呼び掛けにより、帝国ホテルで各流通団体代表者が集い、朝食懇談会が開かれました。

世耕経産大臣が冒頭で話されたのち、各流通団体の代表から2分の持ち時間で要望が順次話されました。短い時間ではありますが、10団体が行なえば20分以上かかることになり、ずばりと話さなければなりません。

会長代行として出席した樋口JACDS副会長は、セルフメディケーション推進、軽減税率の一般用医薬品へ適用範囲拡大、検体測定室のガイドライン見直しの3点を要望し、世耕経産大臣からは特にセルフメディケーション推進について後押しの言葉をいただきました。

少子高齢化の急速な進行により、現在の延長線上にはこれまでと同じ成功はありません。41兆円という韓国の国家予算に匹敵する医療費の高騰に対して、国家レベルで予防に向けた対応が必要であることはわかっていただけたと思います。



ヘルスケア議員懇話会 朝食勉強会 開催

ヘルスケア議員懇話会(会長:林 芳正 参議院議員)との朝食勉強会を11月2日に開催しました。

10数名のヘルスケア議員懇話会の議員の方々に集まっていただき、日本チェーンドラッグストア協会の活動内容、一般財団法人日本ヘルスケア協会の活動内容、そして、業界内の課題と要望について、意見交換を行いました。

「健康寿命延伸の第一歩は自分自身の状態をチェックするところから始まる。特に、そのための検体測定室が増えていない現状をどう改善するかが課題」という点で意見は一致しました。今後は、ヘルスケア議員懇話会、日本ヘルスケア協会と連携して、検体測定室の普及推進に向けた活動を力強く行います。



機能性表示食品 第10回検討会報告

消費者庁の第10回機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会が10月18日(火)、東京・港区の三田共用会議所で開催されました。

今回は、それぞれの委員が一応の条件をつけながらも、機能性関与成分が明確でないものの食品を機能性表示食品に移行することに賛同する意見が出されていました。

しかし、結局、10月4日の検討会ではまとまらず、予備日に充てられていたこの10月18日に再度検討されることとなったものでした。さらには、積み残しになっていたビタミン・ミネラルなどの栄養成分の取扱いを決めるという2点がテーマでありました。

機能性関与成分が明確でない食品の取扱いについては、新たに機能性の科学的根拠が得られたエキス(抽出物)等を追加されることになりました。ただし、少なくとも1つの指標成分で作用機序が考察されているものに限るとの条件が加わりました。

また、販売事後チェックを、国がしっかりと整備することが大切であり、必要であるとの意見が出されました。

宗像委員(JACDS事務総長)は「厳格に事後チェックを行なう仕組みづくりが重要であり、官民一体となって行なうべきだ」と発言しました。

ビタミン・ミネラルについては、すでに栄養機能食品で別途検討する方向でまとめることになりました。主な内容は次の通り。

- ・ ビタミン・ミネラルの機能の表示については、過剰摂取の懸念及び健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度との関係を踏まえ、現時点において本制度の対象としないことが適当である。
- ・ ビタミン・ミネラルの機能の表示については、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、まず栄養機能食品の制度において、別途検討すべきである。

残すは11月25日の最終回(第11回)で、ここでは報告書の文言チェックといったところです。ビタミン、ミネラルの機能性を栄養機能食品制度の中で話し合う検討会をすぐに設置する必要性を訴えていきたいと思えます。



セルフメディケーション税制への準備をお願いしますー2

協会報10月号では識別マークを付けることが製造段階で10月から始まることをお伝えしました。そして、店頭においては、正しい情報をもって、きちんと説明をできるようにお願いしました。そのために、日本一般用医薬品連合会(三輪会長)が中心となって作成したマニュアルやポスター、チラシのデータ提供を再度行い、利活用をお願いしました。11月になりましたが、まだ、出荷されている識別マーク入り医薬品は少なく、お客様からの問い合わせもまだないようですが、徐々に増えてきますので、ぜひ対応を進めて下さい。

1. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

「薬局、薬店、ドラッグストア 従業員向け参考資料」(PPT)

各店の従業員の方に見ていただけるように、送信(送付)して下さい。

制度の概要がわかる資料ですので、お客様からの質問にも答えられると思います。

2. 啓発ポスター、啓発チラシ

店頭貼って、セルフメディケーション税制の啓発に役立てていただくこうとポスター(A3サイズ・カラー)

さらに、より詳しい内容をお知らせするための啓発チラシ(A4・カラー両面)です。各社で印刷し、店頭での啓発にご利用願います。

このたび、日本一般用医薬品連合会とセルフメディケーション・データベースセンターの双方が協力の上、対象となる品目(SKU単位)のJANコード情報を可能な限り収集しました。(「セルフメディケーション税制対象リスト」を添付しました)其々の会員企業以外の企業については回答のなかったところもあったそうです。また、PB商品の掲載にも制限があったそうです。総数は2,293SKUです。レシート上に印字をする対応を取る会員企業様には、各メーカー様から提供されたデータと合わせて活用いただければ幸いです。

厚生労働省では、セルフメディケーション税制に対するQ&Aの公開を11月2日に行いました。ぜひ一度、ご覧いただきたいと思います。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000141868.pdf>

小さく生んで、大きく育てる方式でセルフメディケーション税制の範囲拡大を目指していきたいと思いますので、一般生活者への啓発活動をよろしく願います。

JACDS記者意見交換会 100回記念 開催

10月14日にJACDS記者意見交換会が100回目記念しセレモニーを行いました。

特別プログラムとして、記者意見交換会の前にAED講習会を実施。サプライズゲストにAEDの普及推進を行なっているプロレスラーの蝶野正洋氏にお越しいただきました。AED講習会の後、日本ヘルスケア協会と日本チェーンドラッグストア協会の記者意見交換会を実施。終了後、第100回感謝の集いを行いました。

これからも当協会の活動内容を発信する場として、記者会との意見交換を実施していきます。



JACDS		10月 月次 活動 報告	
日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
10月7日(金) メルパルク東京 3階「牡丹の間」 11:00~12:00	第5回常任理事会	青木会長より挨拶 1. 平成28年度第2回理事会について 2. セルフメディケーション税制について 3. 第31回ブロック総会 実施報告(組織委員会) 4. 第17回ジャパンドラッグストアショーについて 5. 第12回セルフメディケーションアワードと第5回健康(セルメ)川柳コンクールの開催について 6. JACDS登録販売者支部と日登協の県支部について 7. 報告事項 8. 今後のスケジュール	19名
10月7日(金) メルパルク東京 3階「牡丹の間」 12:00~14:30	第2回理事会	青木会長 挨拶 1. 平成28年度上半期JACDS事業活動および委員会活動報告 2. 消費税の価格表示と対応について 3. JACDS登録販売者支部と日登協の県支部について 4. 第31回ブロック総会で出された課題について 5. ドラッグストア業界の現状と課題への対応 6. 報告事項・ご協力のお願い・今後の主なスケジュール・お知らせ	33名
10月11日(火) JACDS東京事務所 12:00~14:30	第4回コンプライアンス委員会	委員長 挨拶 1. 改正薬事法の遵守について(覆面調査対応) 2. 「薬と健康の週間」への対応について 3. 障害者差別解消法への対応について 4. JAPANドラッグストアショーでのセミナー開催について 5. その他	5名
10月12日(水) JACDS東京事務所 10:00~12:00	平成28年度城西大学インターンシップ 意見交換会	1. 勤務薬剤師会 小田会長ご挨拶 2. 今回のインターンシップについて(城西大学 細谷准教授より) 1) インターンシップの在り方、目的について 2) 学生からの日誌や直接聞いた感想などをもとに報告 3) 過去インターンシップ受講者の現在の様子について 4) その他 3. 受入企業からの意見、質問(会員企業より) 1) 覚書の記載について 2) インターンシップ期間中の保険について 3) その他 4. 今後のインターンシップについて 5. その他	16名
10月12日(水) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第3回勤務薬剤師会運営委員会	1. 小田会長挨拶 2. 薬剤師研修制度進捗状況 3. ドラッグストアショーでのセミナーの検討 4. 厚生労働省委託事業「患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン検討委員会」について	8名
10月14日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第100回JACDS記者意見交換会	1. 業界標準検討プロジェクトをスタート 2. 機能性表示食品制度について 3. 「患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン策定に関する検討委員会」 4. 業界関係シンポジウム予定 5. 第31回ブロック総会 6. 宗像の視点 7. 次回開催	50名
10月19日(水) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第3回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進促進活動進捗状況報告 2. JACDS会員ゾーン(案)について 3. イベント計画(案)について 4. イベントステージについて 5. 海外来場動員(案)について 6. 新規展示会(併催)について 7. 次回開催スケジュールについて 8. その他	9名
10月27日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第105回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) ドラッグストア流通記者会 第100回記念 2) セルフメディケーション税制について 3) 世耕経済産業大臣との朝食懇談会について 4) 機能性表示食品について 5) 業界イベント 6) 宗像の視点 7) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本置き薬協会から 「優良配置販売業者認定制度」設立の動き	17名

会議議事録

第4回常任理事会 議事録

日時:2016年8月5日(金) 12:00~16:15

会場:JACDS東京事務所

欠席:青木会長、松本名誉会長、小田委員長、富山委員長、
関委員長

議事:

寺西名誉会長挨拶

- ・IT化、円高などの世界情勢や参議院選挙、都知事選の結果に触れ、現状大きな問題がなかったのではないかと話された。
- ・本日の会議の中で現在の当協会の状況と今後の対応について確認していきたいと話された。

1. 第24回参議院議員選挙の結果と第3次安倍再改造内閣について

- ・入閣した関係議員、その他関係について意見が交わされた。
- ・樋口副会長(日本医薬品登録販売者協会 会長)より選挙結果について報告があった。

2. セルフメディケーション税制について

- ・業界の動きや現在の状況、今後の対応について報告された。
- ・税制控除を受けるには自分で確定申告をしなければならない。
- ・e-taxに対応する予定
- ・82成分、1492品目であるが、商品としては4500ぐらいとなる。
- ・メーカーより対応商品の連絡を各社にさせていただくと、商品に10月からマークをつけてもらう。すでに流通している商品へのシール貼付対応はしない(法律での義務がないため)。各社でわかるようにプライスカードやレジでの対応をしなければならない。
- ・1月1日からではシステム対応は間に合わない。
- ・レシートで判別できないものは領収書対応しなければならない。などの課題がある。
- ・医療費控除との対象品や要件の違いが一般の方にはわかりにくい。図解などで示して案内をしていかなければならない。

3. 健康サポート薬局について

- ・健康サポート薬局の制度概要を説明
- ・ドラッグストア業界では調剤併設店を「健康サポート薬局プラス」、それ以外を「健康サポートドラッグ」という基準を設けて、進めている。
- ・当協会での健康サポート薬局の研修は秋から開始する。「日本薬学会」に申請をしている。地域包括ケアのような研修内容。地域でやらなければならないことやその関連の講師の方を呼ばなければならないなど、うまく開催しないとコストが多くなる。
- ・認定薬剤師の認証についても別途手続きを進めている。
- ・24時間365日対応の営業は厳しい。営業店舗ではせずに、本部にコールセンターを設けて電話受付で対応するのが良いのではないか。

4. 機能性表示食品制度検討会の進捗について

- ・検討会を開催しており、11月までに10回の開催で結論を得る。
- ・成分(ビタミン・ミネラル)と成分量の問題、過剰摂取が心配。
- ・薬効と機能性は違うもの。
- ・また、成分によって機能性を特定するのが困難、明確でないものでも、効果が認められるものについては認めていく方向。

5. スマイルケア食とユニバーサルデザインフードについて

- ・UDF番号をなくして文字で表現した新表示に変更することになっ

た。

- ・赤②の番号は消費者庁の許可番号、黄色2はJAS区分の番号
- ・赤については、いまは施設向けの食品であるが、在宅介護が進んできた場合は家庭でも必要となる。

6. 政策推進委員会から一消費税の価格表示問題について

森委員長から報告と提案があった。

- ・消費税価格表示について検討

1) 税額表示について

理想は外税だが、現実には時限立法で自由となっている。

- 2) セルフメディケーション税制は来年1月からスタートするが、OTC薬の軽減税率の適用を求めていくか。

【結論】

- ・税額表示は各社自由となるよう、時限立法ではなく、恒久化を目指す。
- ・OTC薬の軽減税率を求める。さらに医療用医薬品はゼロ課税を求める。

7. 防犯・有事委員会からの提案—防災支援協定と寄附金について

石田委員長から報告と防災支援協定についての提案があった。

- ・物資は有償と無償がある。警察は有償。
- ・自治体は個社と協定を結んでいる。
- ・災害時物資協定をJACDSでとりまとめ、個社と結ぶのが良いのではないか。
- ・県支部が業務課訪問することで連携し、その効果として要望が増えている。

【結論】

- ・県支部長会議で打ち合わせをして進めていく。
- ・合わせて献血と防犯についても組織委員会と連携してやっていく。

8. 組織委員会からの報告

9月並びに1月のブロック総会について他

皆川委員長から報告

- ・第31回・第32回ブロック総会の開催日程について報告
- ・さらに参加率を増やしていきたい。
- ・薬剤師・登録販売者・一般従事者がお客様から見てわからない。ブロック総会で意見を聞いてみる。
- ・正会員が減ってきている。会員拡大をどう図っていくか。

【結論】

- ・ブロック総会への参加率を高めるため、テーマを決めて、何をやるのかをわかりやすく伝えるようにする。
- ・ネームプレートは事務局で、模様、文字の大きさ等について、事務局(案)を作り、各社の意見を聞く。
- ・正会員企業については、勧誘出来る企業があればしていく。

9. 第17回ジャパンドラッグストアショーの概要

宗像事務総長から報告を行なった。

- ・ドラッグストアショーの中でシニアライブゾーン(日本ヘルスケア協会)を8ホールに設置する。特に異議は出なかった。

10. セルフメディケーションアワード委員会からの報告

櫻井委員長から報告がされた。

- 1) 第12回セルフメディケーションアワードの変更事項

- (1)賞金の変更を行なう
 - (2)薬学生を強化する。
 - (3)ダイジェスト版を作成し、薬務課訪問の際、持参してもらう。
- 2)健康セルメ川柳については今回も実施する。第5回となる。

11. 報告事項

宗像事務総長から報告された。

- ・業界標準プロジェクトの設置について
8月より毎月1回行なう
- ・日本一般用医薬品連合会の新会長決定(興和 三輪会長)
- ・クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化について
- ・一般用医薬品販売制度の遵守について
- ・日本ヘルスケア協会活動方針発表会 開催報告
- ・そらぶちキッズキャンプへの寄附金について
8月20日の寄附金贈呈式に出席、1500万円寄附を予定
- ・調剤ポイント付与の告知について
あらためて、業界基準を再徹底する必要がある。

12. 今後のスケジュール

年内～来年6月までのスケジュールについて確認を行なった。
年明けのスケジュールは次回、決めることになった。

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1.登録販売者試験受験対策支援

☆平成 28 年度 登録販売者試験結果(平成 28 年 10 月 14 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び共通テキスト(2016 年度改訂版)は現在販売中です。お申込者には随時発送しております。詳しくは次の案内をご覧ください。

ご案内 URL: http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/text_kakomon_2016.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2016.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2.介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

3. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

4.「アドバイザー養成講座」受講生募集中

ヘルスケアアドバイザーの 10 月生、漢方アドバイザーの 8 月生の募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料 後頁2ページ分あり】

5.ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、新しい認定名をつけ、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげていくこととなりました。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

6.健康食品市場創造研究会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。今後、日本で健康食品市場を拡大するためには小売業が連携し、製・配・販が協働する研究会を行う必要があります。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

7.一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。【資料 後頁5ページ分あり】

8.「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料 後頁3ページ分あり】

9.「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

今年も引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁 1 ページ分あり】

10. ドラッグストア業界研究レポート報告会,政治連盟 特別講演 開催決定

11月24日(木)ホテルグランドパレス(東京)で開催します。【資料 後頁 2 ページ分あり】

平成28年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成28年10月25日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月31日(水)	10月3日(月)	895名	1,652名	54.2%
青森県	8月31日(水)	10月3日(月)	277名	592名	46.8%
岩手県	8月31日(水)	10月3日(月)	245名	481名	50.9%
宮城県	8月31日(水)	10月3日(月)	394名	752名	52.4%
秋田県	8月31日(水)	10月3日(月)	184名	374名	49.2%
山形県	8月31日(水)	10月3日(月)	163名	329名	49.5%
福島県	8月31日(水)	10月3日(月)	433名	879名	49.3%
茨城県	9月14日(水)	10月14日(金)	575名	1,543名	37.3%
栃木県	9月14日(水)	10月14日(金)	362名	1,007名	35.9%
群馬県	9月14日(水)	10月14日(金)	583名	1,443名	40.4%
埼玉県	9月11日(日)	10月11日(火)	678名	2,151名	31.5%
千葉県	9月11日(日)	10月11日(火)	651名	1,987名	32.8%
東京都	9月11日(日)	10月11日(火)	1,732名	5,344名	32.4%
神奈川県	9月11日(日)	10月11日(火)	881名	2,365名	37.3%
新潟県	9月14日(水)	10月14日(金)	269名	828名	32.5%
富山県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	674名	49.3%
石川県	9月7日(水)	10月21日(金)	267名	605名	44.1%
福井県	8月21日(日)	10月7日(金)	335名	780名	42.9%
山梨県	9月14日(水)	10月14日(金)	145名	402名	36.1%
長野県	9月14日(水)	10月14日(金)	305名	1,001名	30.5%
岐阜県	9月7日(水)	10月21日(金)	510名	994名	51.3%
静岡県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,063名	1,910名	55.7%
愛知県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,257名	2,278名	55.2%
三重県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	624名	53.2%
滋賀県	8月21日(日)	10月7日(金)	256名	585名	43.8%
京都府	8月21日(日)	10月7日(金)	769名	1,499名	51.3%
大阪府	9月8日(木)	10月21日(金)	2,177名	4,644名	46.9%
兵庫県	8月21日(日)	10月7日(金)	1,395名	2,498名	55.8%
奈良県	9月1日(木)	10月14日(金)	675名	1,260名	53.6%
和歌山県	8月21日(日)	10月7日(金)	288名	611名	47.1%
鳥取県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
島根県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
岡山県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
広島県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
山口県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
徳島県	10月26日(水)	12月2日(金)			
香川県	10月26日(水)	12月2日(金)			
愛媛県	10月26日(水)	12月2日(金)			
高知県	10月26日(水)	12月2日(金)			
福岡県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
佐賀県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
長崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
熊本県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
大分県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
宮崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
鹿児島県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
沖縄県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
計			18,428名	42,092名	43.8%

※詳細は各都道府県に確認願います。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

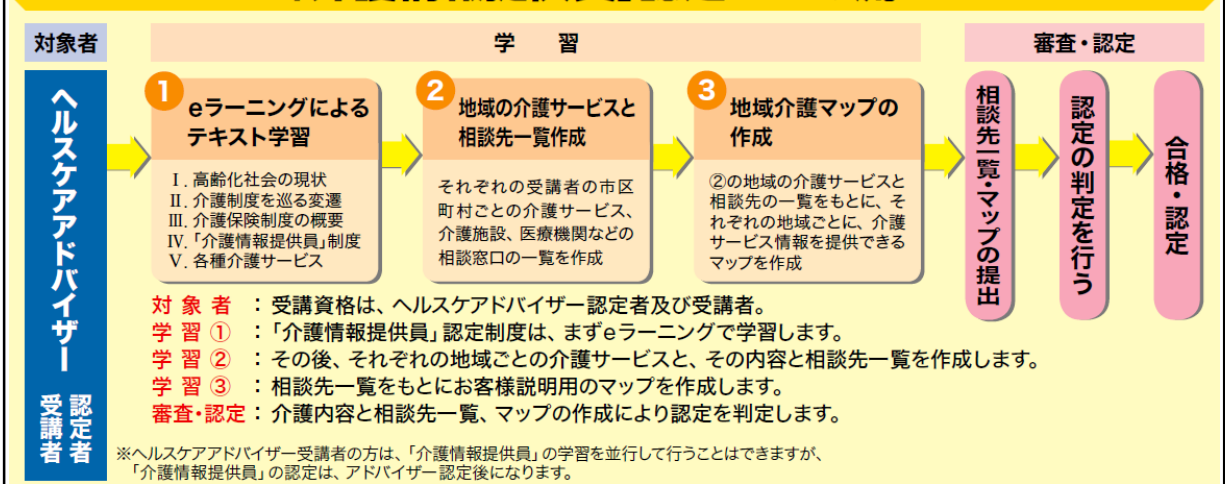
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



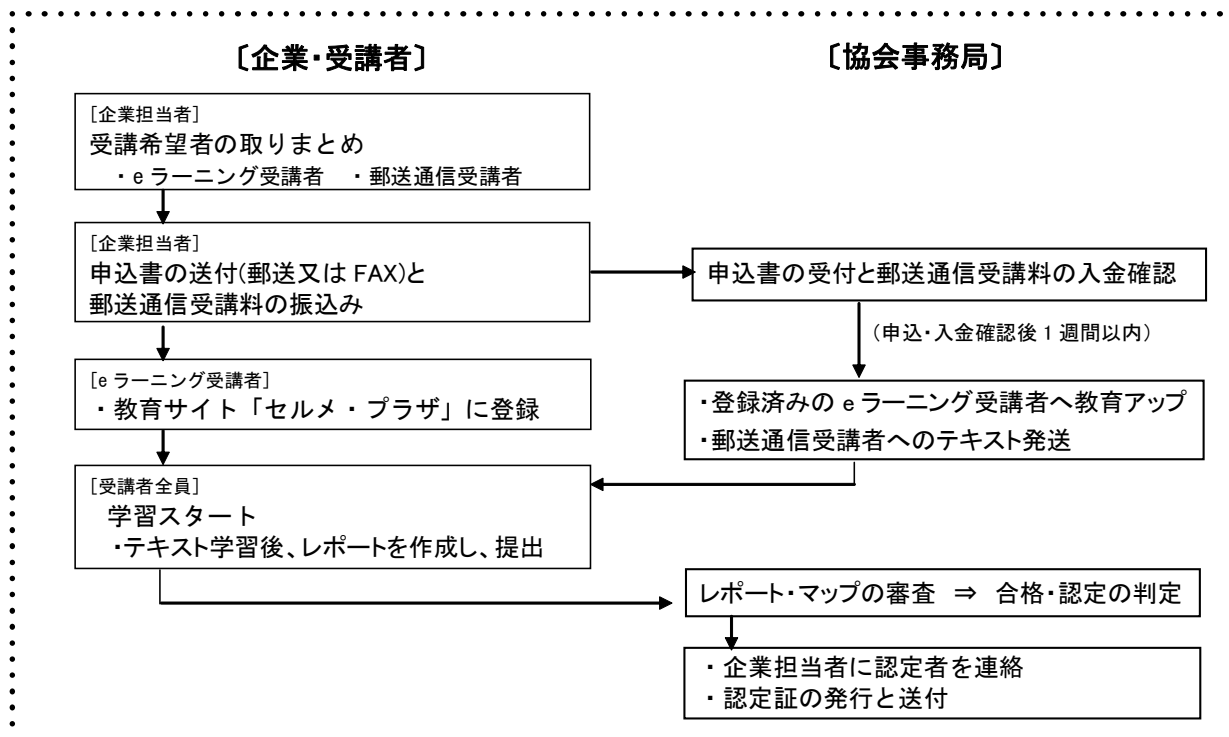
■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1)通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2)集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。(テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1)通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2)集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○基礎講座		20	咳の症状②	40	爪から見える疾患②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	火傷・傷①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(後半)
2	疲労・虚弱症状	22	禁煙②	42	火傷・傷②	19	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	眠気防止薬・睡眠改善薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患用薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患用薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗り物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗り物酔い②	9	眼科用薬(前半)	29	痔疾用薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	眼科用薬(後半)	30	痔疾用薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳の症状①	39	爪から見える疾患①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
80分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
70分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
70分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
60分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容
1.薬事行政情報 リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2.医薬品販売業に係る法規と制度 最新の法規と制度について説明します。
3.専門家のための技術・知識①②③ 専門家として実践力をつける知識を学習します。
4.確認試験 筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第32期
(2016年10月生)
募集中

募集締切日 11月30日まで受付中

※講座はスタートしていますが、今からでも受講できます。
お申込みをご希望の方は お問い合わせ下さい。

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2016年11月30日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・こころとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの対応に関する知識・技術編
・対応に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・対応基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

募集締切日 2016年11月20日

第24期生
(2016年12月生)

募集中

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙っています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2016年11月20日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

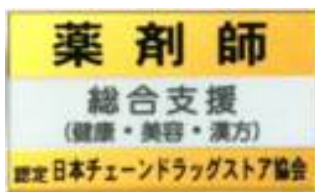
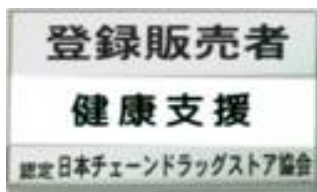
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。
ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）
申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。
または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

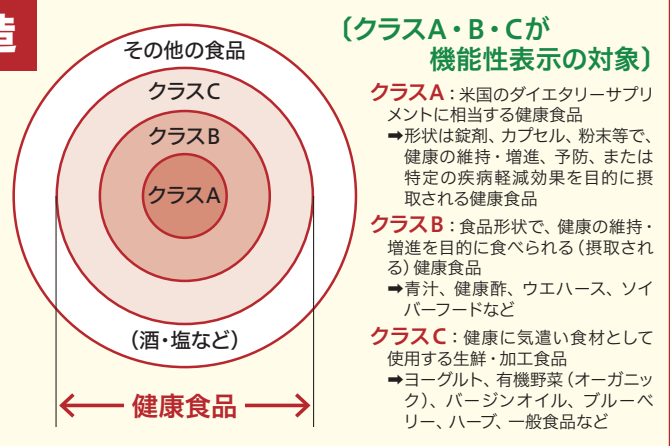
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入れにより、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

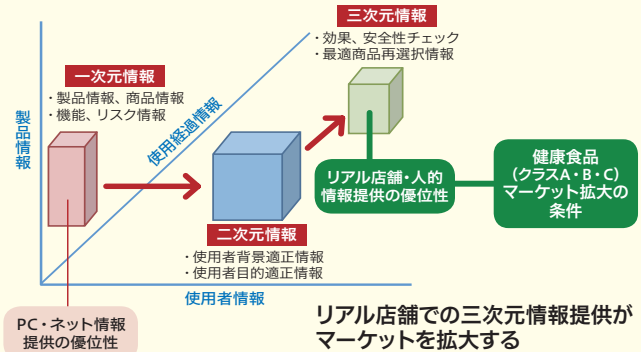
マーケット創造・拡大にはリアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み「新しいカテゴリに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリ(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリ、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■ 健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販賣体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販賣強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■ 本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販賣方法、情報提供システム、販賣者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販賣方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販賣者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■ 本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販賣、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販賣のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■ 専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販賣方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販賣促進の研究—店舗における販賣方法が明らかに
5. 販賣方法および販賣情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販賣員の販賣研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法律的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■ 定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販賣促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販賣者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■ 研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販賣者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■ 会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

FAX:045-474-2520 (ホームページからの申し込みも可能です)

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 :1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月～12月末日まで)

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

参加登録 :セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 :年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウシヨクヒンシジヨウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

(カナ) 企業名			
代表	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
連絡担当	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
住所	郵便番号	都道府県	
	住所		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名

※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail:kenshoku@jahi.jp URL:http://www.jahi.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **大西 隆**
(豊橋技術科学大学 学長
日本学術会議 会長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキヨシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する

新しいロジックの研究と実現環境を整備します

新しい政策を実施する場合には、これまでの政策との整合性と新政策が効果的かつ合理的に実践されるため、新しい論理や枠組みを構築し、その環境整備を行うことが不可欠である。当協会では新しい政策を実践するためのロジックや環境を整備する。

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

ヘルスケア推進を効果的かつ効率的に実践する様々な業界のヘルスケア産業を育成する。ヘルスケア産業育成の制度化や生産から流通、生活者への普及推進に関する支援活動を行う。

3) 健康寿命延伸を実現し、

現行の医療制度を維持させます

ヘルスケア産業がわが国の健康寿命延伸を実現し、高騰する医療費を抑制し、世界にも冠たる医療制度を維持する。これまでの医療や介護に従事する者にとっても、良好な仕事環境を実現する。

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

こうした当協会の活動は、単に産業界の発展に寄与するだけでなく、わが国の高齢者および若い世代の社会保障の維持と将来不安を解消し、安心して暮らせる持続的な国民の幸福に寄与することが真の目的である。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

1) 研究、協議活動

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

2) 建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

3) ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

4) 業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果的効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業と連携を図ってまいります。

5) 啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

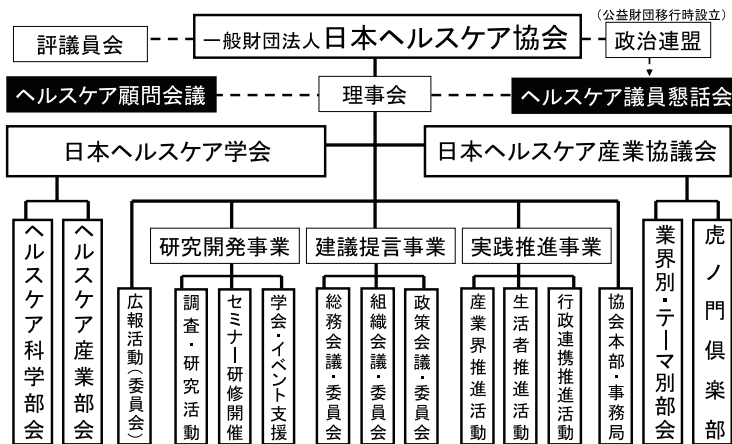
6) その他

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動に力を入れてまいります。

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

※2016年度4月現在、当協会は公益財団への移行を予定



○日本ヘルスケア学会 会長(2人制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 基盤組織法人：一般財団法人 日本ヘルスケア協会

国民の健康寿命延伸とそれを支える産業の育成を図り、わが国の優れた医療制度を維持する諸活動を行う基盤組織が、一般財団法人 日本ヘルスケア協会です。

一般財団法人 日本ヘルスケア協会は、その組織を構成する「日本ヘルスケア産業協議会」および「日本ヘルスケア学会」の研究や検討の課題を受け、さらに「ヘルスケア顧問会議」「ヘルスケア議員懇話会」等からの支援を受け、実現のための政策提言・建議、業界・事業の連携、ヘルスケア推進に有益な制度、商品、サービス等の啓発・普及・推進活動を総合的に行う組織です。

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。また、ヘルスケア産業の社会的価値およびレベルの向上のため、業界が行う事業の評価や提言を行い、さらに、国や行政が行っているまたは行おうとしている政策や制度を研究し、その提言や問題提起を行います。

日本ヘルスケア学会は、産業や制度を研究する「ヘルスケア産業部会」と予防や医療、介護、専門家等について研究する「ヘルスケア科学部会」からなります。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、さらに各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。また、それぞれの業界や企業の事業については関係業界と連携し、さらに各業界の施策や企業の優れた商品、サービスを国民に広く啓発、普及、推進を図ります。

日本ヘルスケア産業協議会は、産業・業界別およびヘルスケア推進テーマ別に「部会」を設置し、各分野における問題や課題の解決を図るとともに各事業普及推進の活動を行います。また、ヘルスケアへの知識や経験を持つ方が集まる「虎ノ門倶楽部」を置き、これらの活動が実現するためのご協力をいただきます。

◎ ヘルスケア顧問会議

行政、学界、産業界、企業、有識者などの、トップクラスを経験し、政策的かつ実務的な見識と影響力を持つ方により組織された会議体です。日本ヘルスケア協会の活動が、社会的に有益でかつ継続的な事業活動になるように、ヘルスケア顧問会議からのヘルスケアの推進に関する様々な提案、意見、指導を受けて活動してまいります。

◎ ヘルスケア議員懇話会

ヘルスケア事業の推進には、規制緩和や事業推進環境の整備など様々な制度や施策が行われなければなりません。ヘルスケア議員懇話会において、こうした新しい制度や施策について検討し、その実現に向けたご意見をいただきます。現在、約20名の国会議員の先生により、ヘルスケア推進の活発な議論と実現のためのアドバイスをいただいております。

◎ 理事会、評議員会

理事会は、日本ヘルスケア協会の組織目的を達成するための、事業活動や運営に係る要件を決定する組織です。評議員会は、日本ヘルスケア協会の事業が、公益性の高い事業として健全に行われているかを評議する組織です。

※日本ヘルスケア学会および日本ヘルスケア産業協議会の部会、委員会、研究会において、独立した組織化や部会への昇格等を行う場合、その支援策を行います。

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
	業種	TEL:	FAX:
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 →	口	、合計金額 (年会費) →	万円
			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費	3千円 (人/年)		請求書 (どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成28年2月15日午後4時から平成29年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成27年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日(水)	3月15日	11	3,170
3月25日(水)	4月15日	10	2,890
4月27日(月)	5月15日	9	2,600
5月25日(月)	6月15日	8	2,300
6月25日(木)	7月15日	7	2,010
7月27日(月)	8月15日	6	1,740
8月25日(火)	9月15日	5	1,450
9月25日(金)	10月15日	4	1,160
10月26日(月)	11月15日	3	870
11月25日(水)	12月15日	2	580
12月25日(金)	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日(水)	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日(水)	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月27日(月)	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日(月)	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日(木)	7月15日	7	740	830	940
7月27日(月)	8月15日	6	630	710	810
8月25日(火)	9月15日	5	530	590	670
9月25日(金)	10月15日	4	420	470	540
10月26日(月)	11月15日	3	320	360	400
11月25日(水)	12月15日	2	210	240	270
12月25日(金)	1月15日	1	110	120	130

「笑顔」は子供たちの 生きていく「チカラ」



現在、日本では
約20万人の
子どもたちが
難病と
たたかっています。

「そらぶちキッズキャンプ」では、
病気とたたかう子どもたちのために特
別に配慮された常設のキャンプ場を北海
道の大自然の中に創ろうとしています。
病気の子どもたちやその家族が、自然の中
で楽しいときを過ごし、「生きるちから」を
得ることができる場所を提供します。
子供たちの夢のキャンプを実現するた
めには、皆様の支援が必要です。



難病の子どものための診療所付自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

公益財団法人 そらぶちキッズキャンプ



〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL 0125-75-3200 FAX 0125-75-3211

<http://www.solaputi.jp/>

日本チェーンドラッグストア協会



〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL 045-474-1311 FAX 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp/>

募金に
ご協力
ください



日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプを応援しています

ドラッグストア業界研究レポート報告会

2016年◎後期

●主催:日本チェーンドラッグストア協会

業界
関係者
必見!

「ドラッグストア業界研究会」からの報告

平成28年11月24日(木) 15:15~17:00(予定)
ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム

晩秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会では、永年に渡る業界研究の成果をもとに時々刻々と変化している内外の最新情報を加えた「ドラッグストア業界研究レポート報告会」を春と秋の年2回開催しています。今回は今年6月に開催いたしました大変多くの方にお越しいただき、ご来場の皆様からは絶賛の声をいただきました。

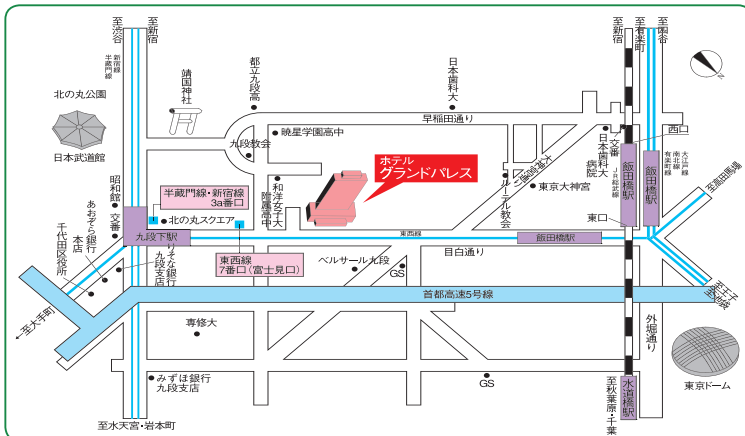
今回も前回に引き続き、ドラッグストア業界の現状と課題を整理し、それに対応するための最新のマーケット情報や経営情報をご提供したいと考えています。特に、協会で行っている次世代ドラッグストアビジョン、関係団体の日本ヘルスケア協会の活動状況、健康寿命延伸に関わる機能性表示食品、スマイルケア食、健康サポート薬局の動向についてなど、JACDSの方針・方向性についての最新情報をご報告いたします。

どうか多くの方にご参加いただき、貴社の事業発展にお役立ただきたい、ここにご案内申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会 会長 青木 桂生

- 日時:平成28年11月24日(木) 15:15~17:00(予定)
- 会場:ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費:15,000円(お1人様)

※同時開催される「政治連盟主催 特別講演」のチケットと同時購入された場合は「ドラッグストア業界研究レポート報告会」の会費を5,000円値引きいたします。



ドラッグストア業界や関連企業がさらに発展するための経営情報やマーケット情報を客観的かつ時系列的に把握し、ドラッグストアに関する業界や企業ビジネスに寄与することを目的としています。

今回は以下の内容で、いずれも、これから成長するドラッグストア事業の発展に不可欠な情報となります。

■ドラッグストア業界レポート 2016年後期 テーマ

第1章 ドラッグストアの現状

1. ドラッグストア業界の動き
2. 業界ヘッドライン

第2章 次世代ドラッグストアビジョン

1. 店舗状況(施設・設備・備品)
2. カテゴリー別商品構成・情報提供
3. 運営、運営システム
4. 制度対応、地域対応
5. コンプライアンス・ガバナンス、その他

第3章 日本ヘルスケア協会の活動状況

1. 総論(活動と連携)
2. 各部会・研究会の動向

第4章 数値で見るドラッグストアの状況

1. 経営数値と経営分析
2. ドラッグストア関連市場の動向

第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告

1. 2016年7月~2016年11月までの活動
2. 各委員会における主な活動
3. JACDSのその他の活動

第6章 健康寿命延伸関連政策の動向

1. 機能性表示食品制度の動向
2. スマイルケア食制度の動向
3. 健康サポート薬局研修の動向
4. その他

※テーマ内容は変更の可能性がございます

■「ドラッグストア業界レポート(2016年◎後期)」を会場内にてお配りいたします。

- 地下鉄九段下駅
東西線7番口(富士見口)より徒歩1分。
半蔵門線・都営新宿線3a番口より徒歩3分。
- JR・地下鉄飯田橋駅より徒歩7分
総武線・有楽町線・南北線・大江戸線。

●申込み・お問合せ先

日本チェーンドラッグストア協会
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(〒222-0033)
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569

●締切

平成28年11月17日(木)

●お振込先

三井住友銀行 新横浜支店(普通) 1480713 又は、三菱東京UFJ銀行 新横浜支店(普通) 0196944
口座名義:日本チェーンドラッグストア協会 ※ご注意:「政治連盟主催特別講演」とは振込先が異なります。

政治連盟主催 特別講演

●主催：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

「2016～17年にかけての日本の政治を占う」(仮題)

平成28年11月24日(木) 昼食(立食) 12:00～13:00 3階 白樺、鶴、亀の間
ホテルグランドパレス 講演 13:00～15:00(予定) 2階 ダイヤモンドルーム

暮秋の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より日本チェーンドラッグストア協会政治連盟の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、安倍内閣では軽減税率を延期し、参議院選挙には勝利はしましたが、財政の立て直しが進んでいません。このままでは高齢化による医療費増加に伴い、社会保険制度は破たんしてしまいます。

私共、ドラッグストア業界ではセルフメディケーションを推進し、機能性表示食品、スマイルケア食やOTC医薬品など、健康、美容、運動、生活にかかわる様々な商品をお客様に使っていただき、市場拡大や社会保険制度維持に寄与していきたいと考えています。

ドラッグストアが信頼されることで全ての商品の売り上げに大きく貢献すると考えています。

それには、制度改正や新しい制度が我々の目指すことに沿った内容にするための主張をしていかなければならず、継続した政治的交渉が必要になります。

その他にもドラッグストア業界に関わる規制や制度改革など多くの課題が山積しており、その解決には今まで以上の政治力が必要となります。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟では積極的なロビー活動を行い、これらの課題解決に向けて邁進して参ります。

ぜひとも、このセミナーに多くのご参加をいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
会長 松本 南海雄

「2016～17年にかけての日本の政治を占う」(仮題)

東京新聞・中日新聞論説副主幹、ジャーナリスト
長谷川 幸洋 先生

●はせがわ・ゆきひろ

1953年千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒。

77年に中日新聞社入社。東京本社(東京新聞)経済部勤務、ジョンスホプキンス大学高等国際問題研究大学院(SAIS)で国際公共政策修士(MIPP)、ブリュッセル支局長などを経て論説委員、2010年から現職。06～09年に政府税制調査会委員、05～08年に財政制度等審議会臨時委員、12年～13年に大阪府人事監察委員会部会長など。07年から日本記者クラブ企画委員、13年から政府の規制改革会議委員など多数の公職を務める。

著書『日本国の正体 政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か』(講談社)で09年の山本七平賞受賞。

近著は『2020年新聞は生き残れるか』(講談社)。
趣味はスキー。SAJスキー指導員の資格を持つ。

●テレビ/TOKYO MX(DHCシアター)「ニュース女子」※メインMC、YTV「そこまで言って委員会NP」、EX「朝まで生テレビ!」、BS朝日「激論!クロスファイア」、TOKYO MX「モーニングCROSS」、EX「ピートたけしのTVタックル」、EX「情報満載ライブショー モーニングバード!」、EX「ワイド!スクランブル」、BSスカパー!「Newsザップ」、テレビ愛知「激論コロシアム」ほか多数

●ラジオ/ニッポン放送「ザ・ボイス そこまで言うか!」、J-WAVE「JAM THE WORLD」ほか多数

●著書/「2020年新聞は生き残れるか」(講談社)2013年11月、「政府はこうして国民を騙す」(講談社)2013年1月、「官邸敗北」(講談社)2010年5月、「日本国の正体 政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か」(講談社)2009年7月、「百年に一度の危機から日本経済を救う会議」(PHP研究所)2009年2月、「官僚との死闘七〇〇日」(講談社)2008年7月 ほか



- 日時：平成28年11月24日(木) 12:00～15:00(予定)
- 会場：ホテルグランドパレス 白樺、鶴、亀の間/ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費：15,000円(お1人様)

※ 同時開催される「ドラッグストア研究レポート報告会」のチケットと同時購入された場合は「ドラッグストア研究レポート報告会」の会費を5,000円値引きいたします。

※「ドラッグストア業界研究レポート報告会」と同一会場につき、会場案内図は裏面を参照ください。
(注) この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル9階(〒222-0033)
TEL.045-474-0097 FAX.045-474-2569
- 締切 平成28年11月17日(木)
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店(普通)0298388 又は、三菱東京UFJ銀行 新横浜支店(普通)0196960
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 ※ご注意：「ドラッグストア研究レポート報告会」とは振込先が異なります。

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 健康サポート薬局の届出の開始について—医薬・生活衛生局(9月29日)

医療機関との連携が円滑に進むように、連絡がなされました。周知依頼がありましたので、掲載します。【資料:後頁7ページ分あり】

2. セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類(レシート等)の記載事項について—医政局経済課(10月4日)

セルフメディケーション税制における証明書類の事務連絡です。レシートへの印字は義務ではありませんが、証明書の手作業が発生するとやっかいであるのは事実です。内容の確認をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

3. 平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査リーフレット送付について—政策統括官付参事官付保健統計室(10月18日)事務連絡でもお知らせしました。

2年に一度、届出並びにこれに基づく統計調査が実施されます。医師、歯科医師、薬剤師資格を有する方は、所定のフォーマットで最寄の保健所に届け出をお願いします。

期限は平成29年1月15日です。周知のほど、よろしくお願いします。

届出票は、こちらからダウンロードして下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>

【資料:後頁4ページ分あり】

4. 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について—医薬・生活衛生局(10月19日)

フェキソフェナジン、アシタザノラストは11月1日に、セチリジンは平成29年2月1日に、第二类医薬品に指定されます。周知のほど、よろしくお願いします。

【資料:後頁3ページ分あり】

5. 医薬品の区分表示の変更に係る留意事項について

イブプロフェンは10月19日に指定第二医薬品に、アシタザノラスト、フェキソフェナジンは11月1日に第二类医薬品に、セチリジンは平成29年2月1日に第二类医薬品に移行します。リスク区分の変更対応をよろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

6. 要請文書等の発送について

11月は職業能力開発促進月間であり、要請文が送付されてきました。できる範囲でのご対応をよろしくお願いします。【資料:後頁8ページ分あり】

【経済産業省】

7. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(8月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の今年の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁15ページ分あり】

【東京都】**8. コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージの普及について**

東京都生活文化局より、「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」の発行および、ガイドラインに準拠した製品の販売促進について周知依頼がありました。できる範囲でのご対応をよろしく申し上げます。【資料：後頁2ページ分あり】

【全国小売酒販組合中央会】**9. 酒類販売管理研修の義務化に伴う対応について**

全国小売酒販組合中央会より、平成29年6月1日施行予定の改正酒税法・改正酒類業組合法について案内がありました。酒類販売管理研修が義務化になるとのことです。研修については国税庁のHPをご参照ください。【資料：後頁1ページ分あり】

酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について

URL：<https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm>

【一般社団法人日本クレジット協会】**10. 「安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備について」の説明会の開催のご案内**

現在会期中の臨時国会では、割賦販売法の改正法案が審議される予定で、クレジットカードを取り扱う販売店様に対するセキュリティ対策の義務化に向けた検討がなされるそうです。このような動向を含め、安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備について、11月30日(水)に説明会が企画されています。申込の締め切りは平成28年11月22日(火)とのことです。詳細は後頁の資料をご確認ください。

【資料：後頁5ページ分あり】

薬生発0929第2号

平成28年9月29日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

健康サポート薬局の届出の開始について

標記について、健康サポート薬局と医療機関その他の連携機関との連携体制の構築等が円滑に進むよう、関連団体あて、別添写しのとおり周知しましたので、貴職におかれましては、健康サポート薬局の公表制度の趣旨を十分踏まえていただき、貴会会員等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。



薬生発0929第1号

平成28年9月29日

別記団体の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

健康サポート薬局の届出の開始について

健康サポート薬局については、平成27年6月に設置した「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において議論され、別添のとおり、報告書として「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月24日）がとりまとめられました。

当該報告書を踏まえ、平成28年4月1日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第19号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成28年厚生労働省告示第29号）が施行され、健康サポート薬局の表示及び公表並びにそれを行うための基準等を定めております。

貴職におかれましては、健康サポート薬局に係る下記の事項について御了知の上、貴会会員等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

記

1. 「健康サポート薬局」とは、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局であり、その具体的な機能や薬局機能情報提供制度を活用した公表の仕組みについては別紙のとおりであること。
2. 健康サポート薬局が適合すべき基準として、「地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること」等が求められていることから、今後、医療機関その他の連携機関に対して、

薬局から取組内容についての説明や連携体制の構築のお願い等に
伺うことになること。

3. 基準を満たした薬局の開設者は、平成 28 年 10 月 1 日以降、当
該薬局の所在地の都道府県知事等に届出を行った上で、健康サポ
ート薬局である旨の表示を行うことができるようになること。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本栄養士会
一般社団法人 日本介護支援専門員協会

公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

健康サポート薬局の概要①

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局・薬剤師がその一翼を担うためには、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する「健康サポート機能」を備えていくことが必須となる。

健康サポート薬局は、以下の「1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」を備えた薬局のうち、「2. 健康サポート機能」を備えた薬局をいう。

1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について

- 1) かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- 2) 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- 3) 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- 4) お薬手帳の活用促進
- 5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進
- 6) 24時間相談対応
- 7) 在宅対応
- 8) 医療機関に対する疑義照会と服薬情報の提供等
- 9) かかりつけ医との連携・受診勧奨
- 10) 医師以外の他職種との連携

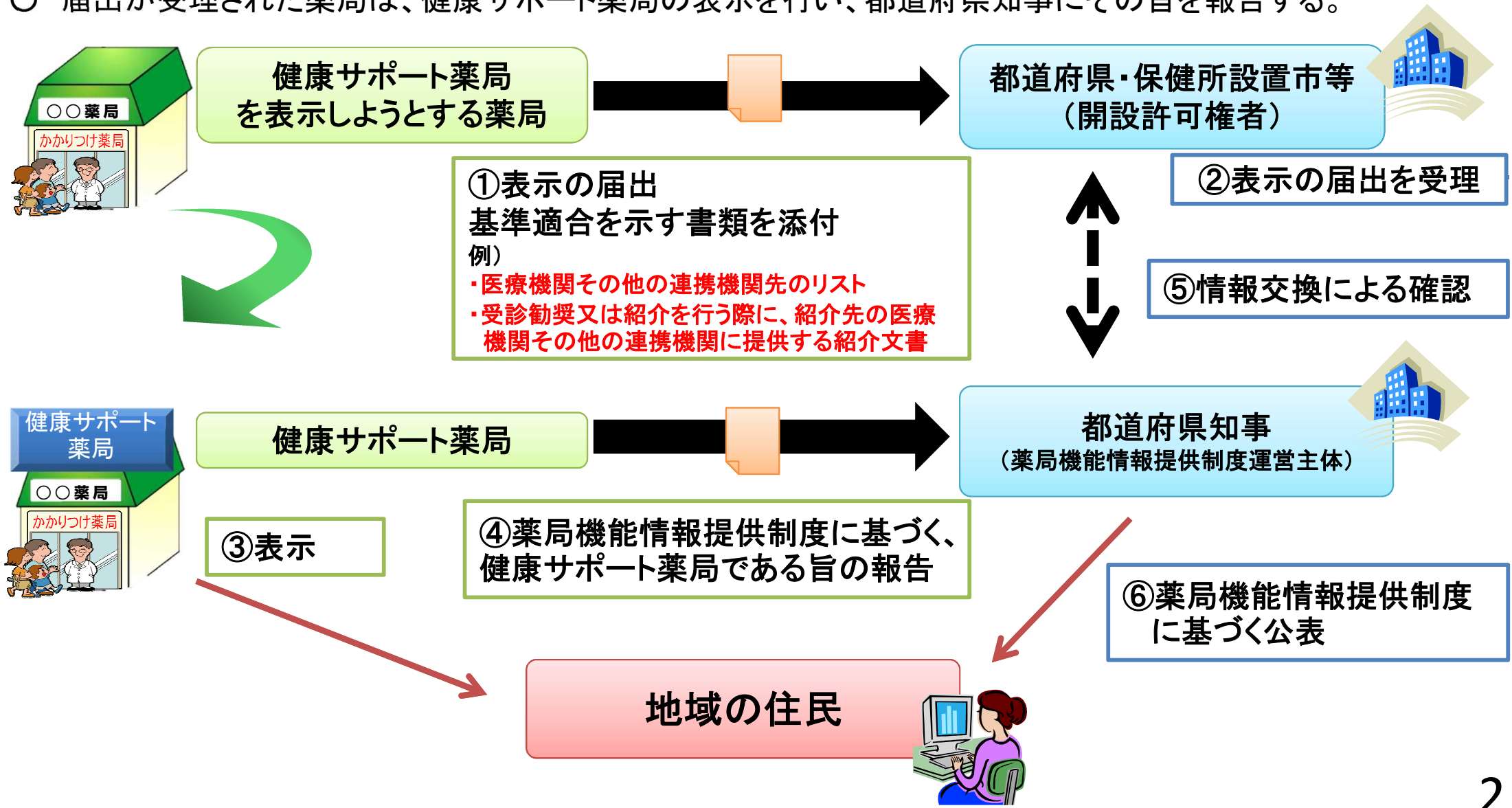
2. 健康サポート機能について

- 1) 地域における連携体制の構築
 - (1) かかりつけ医との連携と受診勧奨、連携機関の紹介
 - (2) 地域における連携体制の構築とリストの作成
 - (3) 連携機関への紹介文書による情報提供
 - (4) 地域の関連団体等との連携及び協力
- 2) 常駐する薬剤師の資質
- 3) 相談窓口の設置
- 4) 健康サポート薬局である旨の表示
- 5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い
- 6) 一定時間の開局
- 7) 健康サポートの取組の実施

健康サポート薬局の概要②

3. 健康サポート機能を有する薬局の公表の仕組みについて

- 健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局は、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う。
- 届出が受理された薬局は、健康サポート薬局の表示を行い、都道府県知事にその旨を報告する。



健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会

目的

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、「日本再興戦略」改訂2014の中短期工程表においては、2015年度中に充実した設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討することとされている。

これを受けて、本検討会を開催し、健康情報拠点としてふさわしい薬局(以下「健康情報拠点薬局(仮称)」という。)の定義・名称、基準の策定、公表の仕組みを検討することを目的とする。

検討事項

- (1)健康情報拠点薬局(仮称)の定義について
- (2)健康情報拠点薬局(仮称)の基準について
- (3)健康情報拠点薬局(仮称)の公表の仕組みについて
- (4)健康情報拠点薬局(仮称)の名称について
- (5)その他

構成員

安藤 高朗	公益社団法人全日本病院協会 副会長
佐藤 好美	産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
○西島 正弘	昭和薬科大学 学長
新田 國夫	日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
野口 かほる	東京都福祉保健局健康安全部薬務課 課長(全国薬務主管課長協議会常任幹事)
長谷川 洋一	名城大学薬学部 教授
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
二塚 安子	一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
三好 昇	北海道 江別市長
森 昌平	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

※ ○は座長。敬称略



事務連絡
平成 28 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項に係る周知について

平成 29 年 1 月 1 日から始まるセルフメディケーション税制の運用に向け、制度の適用を受けるために必要な確定申告の際に提出しなければならない書類となるレシート等において記載すべき事項を決定いたしました。

このため、平成 28 年 10 月 4 日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（別添）を全国家庭常備薬推進連合会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会、日本薬剤師会あてに送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。



事務連絡
平成28年10月4日

各位

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項について

平成29年1月1日よりセルフメディケーション税制の運用が始まることに伴い、スイッチOTC医薬品を取り扱う各店舗におかれましては、確定申告の際、本税制の適用に係る証明書類であるレシート等について、購入品目が本税制対象品目であることがわかるよう、下記の点について御留意いただく必要があります。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 証明書類には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されていることが必要です。
2. 1の③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、ア又はイのとおりとすることが必要です。

- ア. 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付いている商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載
- イ. 対象商品のみの合計額を分けて記載

3. 1の①～⑤の事項が明記されているのであれば、キャッシュレジスターが発行するレシートであるか、手書きの領収書であるか等を問いません。

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 18 日

日本チェーンドラッグストア協会 担当者様

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
医師・歯科医師・薬剤師統計係長

平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査リーフレット送付について

医師・歯科医師・薬剤師調査の実施につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

届出対象である、医師・歯科医師・薬剤師の方に周知・広報を行っていただくよう、リーフレットを送付いたします。こちらを御活用いただき届出漏れのないよう、幅広く周知・広報をお願いいたします。

今後とも、当調査の実施につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

(担当)

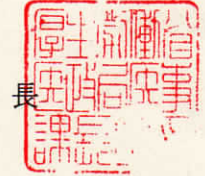
厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
医師・歯科医師・薬剤師統計係

TEL 03-5253-1111 (内線 7523)

医政医発1018第7号
医政歯発1018第1号
薬生総発1018第1号
政統人発1018第1号
平成28年10月18日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医政局
医事課



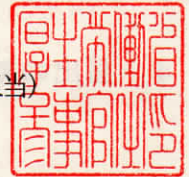
厚生労働省医政局
歯科保健課



厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課



厚生労働省政策統括官付
参事官(人口動態・保健社会統計担当)



平成28年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びにこれに基づく統計法（平成19年法律第53号）第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。

記

- 1 届出義務のある者 日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項 平成28年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 住所地の保健所又は従業地の保健所
- 4 届出の期限 平成29年1月15日

医師・歯科医師・薬剤師

の皆さまに、届出のお願い！



本年は2年に1度の届出年です。

平成28年12月31日現在の状況をご報告下さい。
届出は、平成29年1月15日までにお近くの保健所へ

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

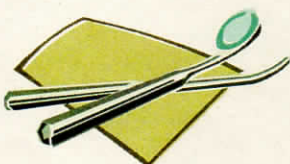
A 「医師・歯科医師・薬剤師調査」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省



薬生安発 1019 第 1 号
平成 28 年 10 月 19 日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿
(特 別 区)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 371 号。以下「改正告示」という。)が平成 28 年 10 月 19 日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」(平成 19 年 3 月 30 日付け薬食安発第 0330007 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知)について、別添 1 のとおり改正し、別添 2 のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 改正告示の反映

改正箇所	改正の概要
フェキソフェナジン	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2 (第二類医薬品) にフェキソフェナジンを追加する。
アシタザノラスト	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2 (第二類医薬品) にアシタザノラストを追加する。
セチリジン	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2 (第二類医薬品) にセチリジンを追加する。



2. 改正告示の適用日

改正される成分	適用日
フェキソフェナジン 及びアシタザノラスト	平成 28 年 11 月 1 日
セチリジン	平成 29 年 2 月 1 日

3. その他

イブプロフェン（1日最大用量 600mg のもの）については、リスク区分の検討の結果、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 159 条の 2 の表第 2 号に規定する期間終了後、平成 28 年 10 月 19 日より、指定第二类医薬品とすることとされたが、既にイブプロフェンは指定第二类医薬品として分類されているため、一般用医薬品の区分リストの変更はない。

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

改正後		改正前	
別紙 2 第二類医薬品 (1) ~ (4) (略) (5) (略)		別紙 2 第二類医薬品 (1) ~ (4) (略) (5) (略)	
	告示名		告示名
1	(略)	1	(略)
<u>2</u>	<u>アシタザノラスト</u>	(新設)	
<u>3 ~ 121</u>	(略)	<u>2 ~ 120</u>	(略)
<u>122</u>	<u>セチリジン</u>	(新設)	
<u>123 ~ 183</u>	(略)	<u>121 ~ 181</u>	(略)
<u>184</u>	<u>フェキソフェナジン</u>	(新設)	
<u>185 ~ 262</u>	(略)	<u>182 ~ 259</u>	(略)

下線：変更箇所

薬生監麻発 1019 第 9 号
平成 28 年 10 月 19 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 372 号。以下「経過措置告示」という。）が平成 28 年 10 月 19 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記



1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
イブプロフェン（一日量中イブプロフェン 0.6g 以上を含有するものに限る。）	平成 28 年 10 月 19 日
アシタザノラスト	平成 28 年 11 月 1 日

フェキソフェナジン	平成 28 年 11 月 1 日
セチリジン	平成 29 年 2 月 1 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 216 条の 2 第 2 項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
イブプロフェン（一日量中イブプロフェン0.6g以上を含有するものに限る。）	第一類医薬品	指定第二类医薬品	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（平成28年10月19日薬生安発1019第1号）
アシタザノラスト	第一類医薬品	第二类医薬品	
フェキソフェナジン	第一類医薬品	第二类医薬品	
セチリジン	第一類医薬品	第二类医薬品	

平成 28 年 10 月 28 日

経営者団体のご担当者 殿

厚生労働省職業能力開発局
総務課企画法令係

要請文書等の発送について

職業能力開発行政の推進につきましては日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。さて、この度11月の職業能力開発促進月間におきまして、要請文書等を作成させていただきましたので送付させていただきます。

ご査収のほどよろしく願いいたします。

送付させていただきましたリーフレットにつきまして、貴団体の参加団体・企業に対し周知啓発用としてご使用いただければ幸いです。

また、リーフレットにつきまして増刷等必要がありましたらご連絡いただければ幸いです。

- 1 企業における人材育成の推進に関する要請について(要請文書) 1部
- 2 「人材育成支援策」のご案内(周知啓発用リーフレット) 5部

問い合わせ先

厚生労働省職業能力開発局総務課

山崎 太一

(代表電話)03(5253)1111(内線 5918)

(直通電話)03(3502)6783

能発 1018 第 5 号
平成 28 年 10 月 18 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省職業能力開発局長



企業における人材育成の推進に関する要請について

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「職業能力開発促進月間」と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においては、若者の雇用安定・待遇改善や多様な人材力の発揮のための取組等能力開発の機会が限定されがちな人々に対する支援が盛り込まれるとともに、また、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においては、人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、新たな産業構造を支える「人材強化」が解決すべき課題として挙げられるなど、職業能力開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。

このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金の支給、企業のキャリア支援に係る助言を無料で受けられる窓口の設置、ポリテクセンター等におけるものづくり分野のオーダーメイドによる在職者向け訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、職業能力開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット(別添)もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。平成28年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

<さまざまな人材育成支援策>

人材育成全般の基盤を
整備したい

キャリアコンサルティング
(セルフ・キャリアドック) → P.2

ジョブ・カード → P.2

人材を
採用したい

基礎的な職業能力を
身につけている人材を
採用したい

訓練経験者の採用 → P.3

従業員を
育成したい

従業員
育成費用の
助成を
受けたい

正規
雇用労働者
向け

非正規
雇用労働者
向け

キャリア形成促進助成金
※対象となる訓練を拡大(平成28年10月19日) → P.4

キャリアアップ助成金 → P.3

従業員の
指導が
できる場・
人材がない

訓練の
場を提供

講師を派遣

在職者訓練(ものづくり分野) → P.5

認定職業訓練 → P.5

ものづくりマイスター → P.5

従業員の訓練カリキュラム
を相談したい

職業能力開発サービスセンター → P.5

自己啓発に
取り組む従業員を
支援したい

自己啓発を行う従業員に
助成制度を紹介したい

教育訓練給付金 → P.6



人材育成全般の基盤を整備したい

キャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）

◆キャリアコンサルタント（国家資格）による「キャリアコンサルティング」

キャリアコンサルタントは、労働者のキャリアプランや能力開発に関する助言・指導（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になり、守秘義務などが課せられます。これによって、**職業に関する相談を今まで以上に安心してできるようになります。**

企業では、キャリアコンサルティングを通じて、社員の人材育成（職業能力向上）や若手社員の定着支援など、特定の社員層に関する課題の解決などに結びつけることが可能です。

◆定期的なキャリアコンサルティング＝「セルフ・キャリアドック」

「セルフ・キャリアドック」とは、労働者がキャリア形成を行うにあたって重要となる「気づき」を支援するために、年齢、就業年数、役職などの**節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み**のことをいいます。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、企業ごとに効果的なタイミングでキャリアコンサルティングを受ける機会を従業員に提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識を促すことを目的とします。また、企業にとっても、人材育成上の課題や従業員のキャリアに対する意識の把握、ひいては生産性向上につながるといった効果が期待されます。

政府では、このセルフ・キャリアドックを、企業におけるキャリアコンサルティングの導入促進策として推奨しており、自社の従業員に対してセルフ・キャリアドックを実施する事業主は、「**キャリア形成促進助成金（制度導入コース）**」を受給できる場合があります（P.4参照）。



キャリア形成促進助成金を活用してセルフ・キャリアドック制度の導入を希望される場合は、**ハローワーク、都道府県労働局**へ

ジョブ・カード

◆個人のキャリアプランを踏まえた能力開発を促進するために。

ジョブ・カードは、「（1）生涯を通じたキャリア・プランニング」および「（2）職業能力証明」のためのツールとして、生涯を通じて活用することができます。

事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。

また採用活動にあたって、能力証明のツールでもあるジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます※1。

（※1：応募書類としてのジョブ・カードの活用は、求職者の判断で行われるものです）

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成を実施する事業主は、「**キャリアアップ助成金（人材育成コース）**」や「**キャリア形成促進助成金**」を受給できる場合があります（P.3、P.4参照）。

ジョブ・カード制度総合サイトでは、ジョブ・カードの活用を支援するさまざまな情報・ツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。<http://jobcard.mhlw.go.jp/>



詳しくは、**ハローワーク、都道府県労働局**へ

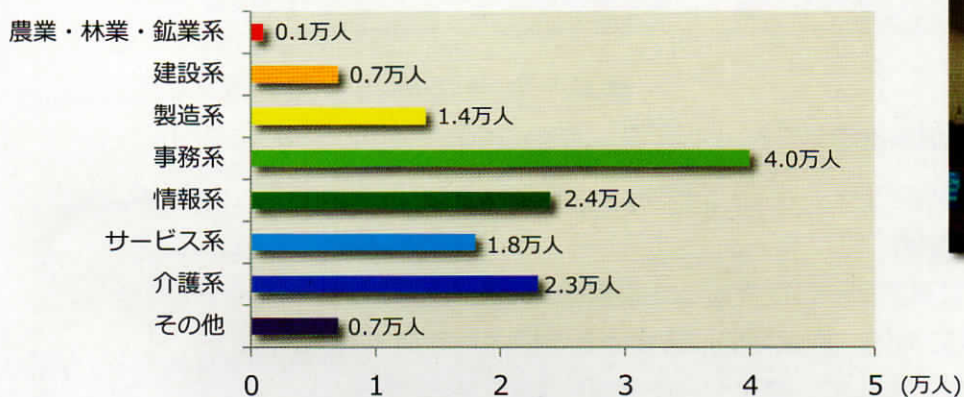
人材を採用したい

訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成26年度の訓練の総受講者数は約13万人で、訓練分野也多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。



【分野別 離職者向け訓練受講者数（平成26年度）】



詳しくは、[ハローワーク](#)へ

従業員を育成したい

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額	注：()内は中小企業以外の額											
人材育成コース	有期契約労働者などに下記の訓練を行った場合に助成 ◆一般職業訓練※1 (教育訓練機関などにおける座学) ※1：育児休業中訓練を含む ◆有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関などにおける座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練) ◆中長期的キャリア形成訓練 (厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(教育訓練機関などにおける座学))	◆教育訓練機関などにおける座学 <一人当たり> 賃金助成：1hあたり 800円 (500円) 経費助成：一人当たりの訓練時間数に応じた次の額												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類 訓練時間数</th> <th>一般職業訓練 有期実習型訓練</th> <th>中長期的 キャリア形成訓練 (有期実習型訓練※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100h未満</td> <td>10万円(7万円)</td> <td>15万円(10万円)</td> </tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td> <td>20万円(15万円)</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> <tr> <td>200h以上</td> <td>30万円(20万円)</td> <td>50万円(30万円)</td> </tr> </tbody> </table> ※2：有期実習型訓練後、正規雇用等に転換された場合	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練	中長期的 キャリア形成訓練 (有期実習型訓練※2)	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)	◆企業における実習 <一人当たり> 実施助成：1hあたり800円 (700円) ※3 ※3：1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円
訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練	中長期的 キャリア形成訓練 (有期実習型訓練※2)												
100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)												
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)												
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)												



詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

<平成28年度からコースの新設・拡充>

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、人材育成制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

※平成28年度から、助成メニューを下表の4類型に整理統合しました。「企業内人材育成推進助成金」は、平成27年度限りで廃止し、新たに設けた「④制度導入コース」に統合されています。

※自己啓発に取り組む従業員支援のための「キャリア形成促進助成金（自発的職業能力開発コース）」は、「キャリア形成促進助成金」から除かれ、平成27年度限りで廃止しました。

※平成28年10月19日から、「③一般型訓練コース」の一般団体型訓練に労働生産性向上のための訓練を追加しました。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：()内は中小企業以外
① 雇成型訓練コース → 訓練効果の高い雇成型訓練について助成率を上乗せします。			
特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習併用職業訓練 (厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	【経費助成】 ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2) ・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇成型訓練 → 1/2(1/3) 【賃金助成】800(400)円 【OJT実施助成】700(400)円
認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
中高年齢者雇成型訓練	中小企業以外 中小企業	訓練直前に2年以上継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規 雇用者を対象としたOJT付き訓練	
② 重点訓練コース → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成します。			
若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	【経費助成】1/2(1/3) (2/3(1/2)*) *育休中等に係る訓練の場合
熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
成長分野等・グローバル人材育成訓練		成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	【賃金助成】800(400)円
中長期的キャリア形成訓練		厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
育休中・復職後等人材育成訓練		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間10時間以上)	
③ 一般型訓練コース			
一般企業型訓練	中小企業	①、②以外の訓練 セルフ・キャリアドックの実施(定期的なキャリアコンサルティングの 機会の確保)を要件とする。	【経費助成】1/3 【賃金助成】400円
一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が行う訓練 (平成28年10月19日から、労働生産性 向上のための訓練を追加しました。)	【経費助成】1/2 (2/3*) *育休中等に係る訓練の場合
④ 制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成します。			
教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	従業員に対する教育訓練が職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し 計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
セルフ・キャリアドック制度		一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した 場合に助成。	
技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用 した場合に助成。	
教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用し た場合に助成。	
社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合に助成。	
事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練が職業能力評価を行う構成事業主の支援 及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成。	2/3

★のコース(①②)の助成率について：若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業を対象とする助成率については、1/2のものを2/3に、1/3のものを1/2に引き上げます。

【受講の制限】

《①雇成型訓練コース、②重点訓練コース、③一般型訓練コース について》

・助成対象となる訓練等の受講回数は、1人当たり1年度※1 3回までです。(※1：「年間職業能力開発計画期間」内)

【1事業所・1事業主団体などの支給額】

《①雇成型訓練コース、②重点訓練コース、③一般型訓練コース について》

・1事業所が1年度※2に受給できる助成額は最大500万円(認定職業訓練、雇成型訓練コースの場合は1,000万円)※3

・1事業主団体等が1年度に受給できる助成額は500万円

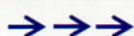
(※2：支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで)

(※3：各コースの助成額を合計した上限額です。1事業主が単独で申請した後、共同事業主として申請する場合も最大500万円)

《④制度導入コース(事業主団体助成制度) について》

・受給できる助成額は最大500万円(ただし、業界検定は1,000万円)

注：上記のほか、東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例があります。



詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

従業員を育成したい

在職者訓練(ものづくり分野)・認定職業訓練

◆ポリテクセンターなどでの在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施しています。既存の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。

また、ポリテクカレッジでは、主に若手・中堅社員の方向けに、長期間（2年間）の職業訓練も実施しています。



→ → → 詳しくは、[ポリテクセンター](#)、[ポリテクカレッジ](#)、[都道府県能力開発主管課](#)へ

◆認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

[主な訓練科] 建築・土木関係、金属・機械加工関係、理美容関係 など

→ → → 詳しくは、[都道府県能力開発主管課](#)へ

ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

[主なものづくりマイスター対象職種]

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など

[ものづくりマイスターの認定人数（平成27年度まで）]

7,225人（全国）



→ → → 詳しくは、[地域技能振興コーナー](#)へ

職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言**を行います。

また、下記の専門スタッフがキャリア支援のための相談・助言を無料で行います。

- ・キャリア開発アドバイザー（窓口相談）
- ・人材育成コンサルタント（企業訪問）
- ・キャリア形成サポーター（キャリアコンサルティング）

[助言指導・情報提供数の実績（平成27年度）]

約29万件



→ → → 詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）](#)へ

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

教育訓練給付金

＜平成26年10月から「専門実践教育訓練」を創設＞

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。

自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対 象	雇用保険の一般被保険者または一般被保険者だった人で、一定の条件を満たす人が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合
支給額	<p>◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p> <p>◆専門実践教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額 （年間上限32万円、訓練期間は最大で3年間のため最大96万円）</p> <p>② 資格取得などをして、修了から1年以内に一般被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>※①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額 （年間上限48万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大144万円）</p> <p>※受講開始前に専門のキャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードまたは専門実践教育訓練の受講について、事業主が承認したことの証明書を添付して事前の手続を行う必要があります。</p>

■ 自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」や「キャリア形成促進助成金（重点訓練コース）」を受給できる場合があります（P.3、P.4参照）。

■ 一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。



詳しくは、ハローワークへ

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 8 年 8 月 分

August, 2016

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区の抽出は平成24年経済センサス-活動調査の調査区を母集団とし、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成28年8月の家電大型専門店販売額は3383億円、前年同月比で見ると▲11.1%の減少となった。商品別にみると、カメラ類が同▲21.3%の減少、情報家電が同▲13.8%の減少、その他が同▲12.2%の減少、生活家電が同▲11.1%の減少、AV家電が同▲6.4%の減少、通信家電が同▲2.8%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,383	440	607	250	139	1,593	355	2,443
▲11.1	▲6.4	▲13.8	▲2.8	▲21.3	▲11.1	▲12.2	1.2

6. ドラッグストア販売額の動向

平成28年8月のドラッグストア販売額は4841億円、前年同月比で見ると3.5%の増加となった。商品別にみると、食品が同7.9%の増加、その他が同5.5%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同3.7%の増加、トイレタリーが同2.8%の増加、OTC医薬品が同2.5%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同1.3%の増加、調剤医薬品が同1.1%の増加となった。一方、健康食品が同▲0.7%の減少、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲0.6%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,841	299	699	320	172	728	483	743	1,282	114	13,841
3.5	1.1	2.5	▲0.6	▲0.7	1.3	2.8	3.7	7.9	5.5	3.5

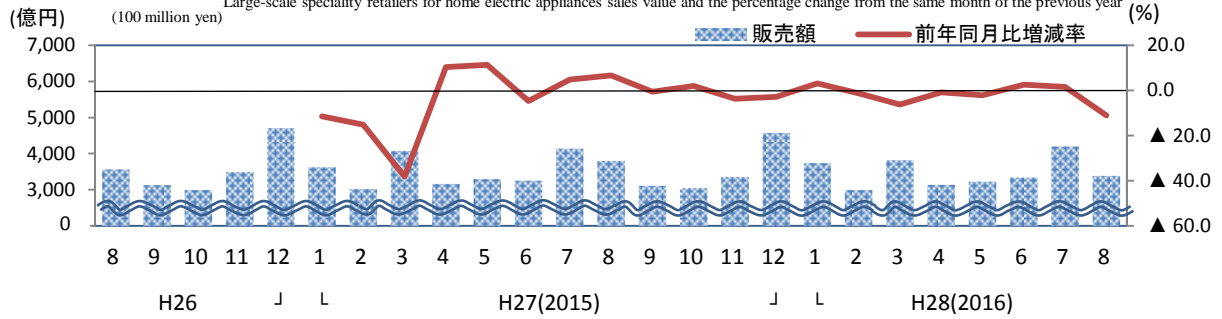
7. ホームセンター販売額の動向

平成28年8月のホームセンター販売額は2782億円、前年同月比で見ると▲2.8%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲7.5%の減少、電気が同▲6.1%の減少、カー用品・アウトドアが同▲4.3%の減少、園芸・エクステリアが同▲3.9%の減少、その他が同▲3.2%の減少、家庭用品・日用品が同▲2.9%の減少、ペット・ペット用品が同▲1.1%の減少となった。一方、オフィス・カルチャーが同0.8%の増加、DIY用具・素材が同0.2%の増加となった。

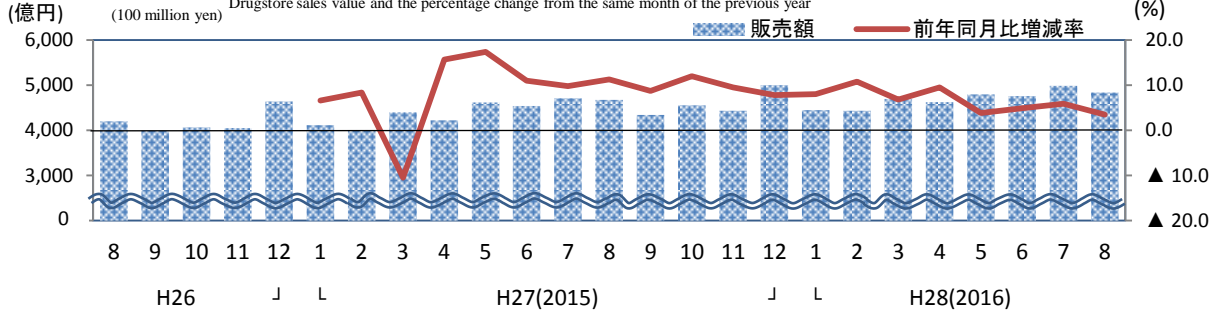
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウト ドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,782	555	169	203	662	386	217	196	139	254	4,232
▲2.8	0.2	▲6.1	▲7.5	▲2.9	▲3.9	▲1.1	▲4.3	0.8	▲3.2	1.6

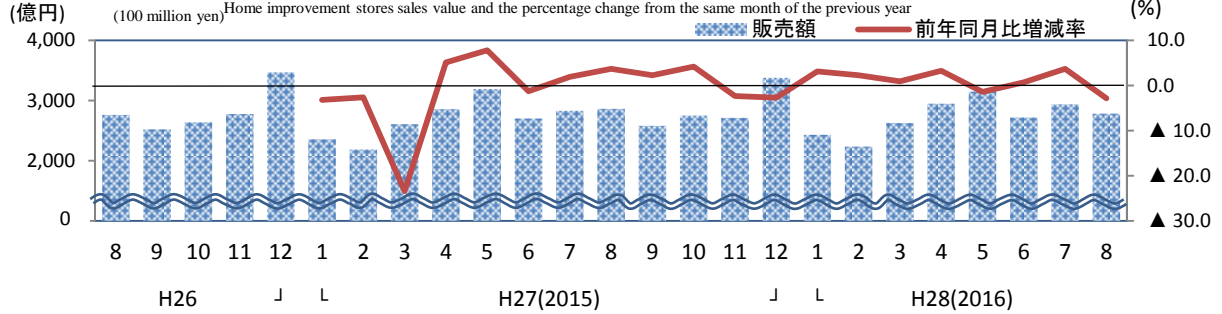
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	2014
27	42,288	1.2	2,430	54,670	9.0	13,638	33,158	2.0	4,217	2015
平成 27 年 4~6月	9,711	5.2	2,412	13,381	12.4	13,288	8,750	3.9	4,154	Q2 2015
7~9	11,050	3.8	2,417	13,726	7.8	13,402	8,272	2.6	4,170	Q3
10~12	10,983	▲1.8	2,432	13,982	7.5	13,547	8,841	▲0.5	4,209	Q4
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,582	8.5	13,638	7,295	2.0	4,217	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,182	6.0	13,775	8,816	0.8	4,234	Q2
平成 27 年 6月	3,252	▲4.6	2,412	4,540	8.8	13,288	2,702	▲1.3	4,154	Jun. 2015
7	4,135	4.8	2,411	4,709	7.6	13,353	2,831	1.9	4,168	Jul.
8	3,804	6.7	2,414	4,675	9.1	13,372	2,862	3.7	4,167	Aug.
9	3,111	▲0.6	2,417	4,342	6.5	13,402	2,579	2.3	4,170	Sep.
10	3,050	2.0	2,427	4,551	9.7	13,461	2,749	4.2	4,179	Oct.
11	3,358	▲3.7	2,430	4,432	7.3	13,510	2,716	▲2.3	4,197	Nov.
12	4,575	▲2.8	2,432	5,000	5.7	13,547	3,376	▲2.7	4,209	Dec.
平成 28 年 1月	3,737	3.2	2,427	4,447	8.0	13,582	2,431	3.1	4,207	Jan. 2016
2	2,989	▲1.2	2,429	4,436	10.8	13,604	2,234	2.3	4,203	Feb.
3	3,818	▲6.3	2,430	4,698	6.8	13,638	2,630	0.9	4,217	Mar.
4	3,137	▲0.9	2,435	4,625	9.5	13,714	2,949	3.3	4,233	Apr.
5	3,224	▲2.1	2,433	4,794	3.8	13,750	3,148	▲1.4	4,230	May
6	3,336	2.6	2,441	4,763	4.9	13,775	2,719	0.7	4,234	Jun.
7	4,202	1.6	2,446	4,985	5.9	13,815	2,935	3.7	4,242	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,841	3.5	13,841	2,782	▲2.8	4,232	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	2014
27	5,467,027	376,166	804,497	396,420	193,033	825,168	543,935	826,861	1,373,254	127,693	13,638	2015
平成27年 4~6月	1,338,082	90,287	194,328	95,728	48,189	204,920	134,204	204,127	334,934	31,365	13,288	Q2 2015
7~9	1,372,589	89,748	200,242	95,546	50,396	210,034	138,447	211,043	345,935	31,198	13,402	Q3
10~12	1,398,196	96,189	206,136	102,283	48,057	211,788	139,743	213,837	346,173	33,990	13,547	Q4
平成28年 1~3月	1,358,160	99,942	203,791	102,863	46,391	198,426	131,541	197,854	346,212	31,140	13,638	Q1 2016
4~6	1,418,175	92,421	202,828	98,011	48,625	213,985	142,307	217,304	369,922	32,772	13,775	Q2
平成27年 6月	453,959	30,503	65,500	32,318	16,819	69,198	45,450	70,169	113,493	10,509	13,288	Jun. 2015
7	470,861	30,816	67,932	32,747	17,300	73,509	48,184	72,366	117,603	10,404	13,353	Jul.
8	467,480	29,593	68,196	32,204	17,305	71,878	46,974	71,685	118,797	10,848	13,372	Aug.
9	434,248	29,339	64,114	30,595	15,791	64,647	43,289	66,992	109,535	9,946	13,402	Sep.
10	455,060	31,315	67,850	32,652	16,190	68,994	45,691	68,436	113,316	10,616	13,461	Oct.
11	443,178	30,887	65,106	32,963	15,373	65,498	44,503	67,201	110,940	10,707	13,510	Nov.
12	499,958	33,987	73,180	36,668	16,494	77,296	49,549	78,200	121,917	12,667	13,547	Dec.
平成28年 1月	444,727	30,776	65,772	33,618	15,339	66,154	43,679	66,361	112,225	10,803	13,582	Jan. 2016
2	443,629	33,348	65,958	34,441	15,418	62,846	42,835	64,118	114,743	9,922	13,604	Feb.
3	469,804	35,818	72,061	34,804	15,634	69,426	45,027	67,375	119,244	10,415	13,638	Mar.
4	462,507	32,389	66,664	32,602	15,648	69,817	45,406	68,828	120,584	10,569	13,714	Apr.
5	479,382	29,464	68,741	33,066	16,377	72,180	48,662	74,263	125,384	11,245	13,750	May
6	476,286	30,568	67,423	32,343	16,600	71,988	48,239	74,213	123,954	10,958	13,775	Jun.
7	498,468	31,111	71,437	33,109	17,256	77,530	50,829	77,281	128,648	11,267	13,815	Jul.
8	484,068	29,907	69,870	32,023	17,187	72,835	48,285	74,324	128,191	11,446	13,841	Aug.
前年(度・同期・同月)比増減率(%)												Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.0	8.6	7.3	9.3	11.1	12.0	7.1	7.1	10.2	5.1	3.7	2015
平成27年 4~6月	12.4	8.4	10.6	14.7	16.9	17.5	10.7	11.5	11.9	8.5	3.6	Q2 2015
7~9	7.8	4.5	6.3	7.4	12.8	12.4	5.7	5.0	9.1	4.7	3.5	Q3
10~12	7.5	7.9	5.6	7.6	9.7	10.8	5.4	5.4	9.1	1.7	3.7	Q4
平成28年 1~3月	8.5	13.4	7.1	7.8	5.5	7.6	6.7	7.0	10.9	6.1	3.7	Q1 2016
4~6	6.0	2.4	4.4	2.4	0.9	4.4	6.0	6.5	10.4	4.5	3.7	Q2
平成27年 6月	8.8	8.5	8.3	11.6	15.6	12.8	6.2	5.5	8.9	3.7	3.6	Jun. 2015
7	7.6	4.3	6.3	7.9	13.0	12.2	6.3	4.6	8.3	7.3	3.6	Jul.
8	9.1	5.2	7.5	7.7	15.6	14.8	6.5	6.2	10.9	3.1	3.5	Aug.
9	6.5	4.2	5.1	6.6	9.7	10.2	4.2	4.0	8.1	3.8	3.5	Sep.
10	9.7	8.6	10.1	11.2	12.9	14.5	7.9	7.3	9.5	1.1	3.7	Oct.
11	7.3	9.6	4.6	8.5	9.3	9.4	4.7	5.2	9.4	2.3	3.7	Nov.
12	5.7	5.8	2.7	3.9	7.2	8.7	3.8	3.9	8.3	1.6	3.7	Dec.
平成28年 1月	8.0	9.2	3.3	3.5	7.7	9.7	8.5	7.8	11.5	4.6	3.9	Jan. 2016
2	10.8	15.4	11.3	12.3	8.7	8.3	8.5	8.4	12.8	9.3	3.8	Feb.
3	6.8	15.2	6.9	7.9	0.5	5.0	3.5	5.1	8.4	4.7	3.7	Mar.
4	9.5	9.5	8.4	7.3	4.2	7.1	7.7	9.3	14.5	5.6	3.7	Apr.
5	3.8	▲2.4	2.1	0.1	0.1	2.3	4.5	4.6	8.0	3.6	3.5	May
6	4.9	0.2	2.9	0.1	▲1.3	4.0	6.1	5.8	9.2	4.3	3.7	Jun.
7	5.9	1.0	5.2	1.1	▲0.3	5.5	5.5	6.8	9.4	8.3	3.5	Jul.
8	3.5	1.1	2.5	▲0.6	▲0.7	1.3	2.8	3.7	7.9	5.5	3.5	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa		
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	2014
27	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	2014
27	229,820	621	358,933	906	2,417,832	5,884	633,747	1,582	801,593	2,084	273,153	695	165,053	432	565,589	1,369	21,307	65	2015
平成 27 年 4~6月	53,693	590	87,251	867	590,110	5,786	156,340	1,536	197,037	2,031	67,293	666	41,138	424	140,077	1,336	5,143	52	Q2 2015
7~9	59,044	606	92,968	888	606,372	5,822	156,946	1,551	199,087	2,046	67,241	672	41,515	428	144,107	1,340	5,309	49	Q3
10~12	58,487	616	89,967	894	619,301	5,874	160,787	1,572	205,338	2,064	71,237	685	42,227	435	145,452	1,356	5,400	51	Q4
平成 28 年 1~3月	58,596	621	88,747	906	602,049	5,884	159,674	1,582	200,131	2,084	67,382	695	40,173	432	135,953	1,369	5,455	65	Q1 2016
4~6	58,612	629	93,678	924	620,521	5,930	165,691	1,591	210,660	2,099	71,867	714	42,849	436	148,482	1,385	5,815	67	Q2
平成 27 年 6月	18,890	590	30,020	867	201,094	5,786	52,432	1,536	65,823	2,031	22,673	666	13,816	424	47,299	1,336	1,912	52	Jun. 2015
7	19,583	597	31,080	873	209,083	5,824	54,006	1,541	68,809	2,036	23,544	666	14,071	425	48,862	1,339	1,823	52	Jul.
8	20,361	602	32,324	880	205,856	5,816	53,771	1,550	67,419	2,040	22,642	669	14,222	425	49,109	1,342	1,776	48	Aug.
9	19,100	606	29,564	888	191,433	5,822	49,169	1,551	62,859	2,046	21,055	672	13,222	428	46,136	1,340	1,710	49	Sep.
10	19,161	611	29,530	891	201,071	5,844	52,014	1,555	66,871	2,055	23,229	678	13,522	433	47,861	1,344	1,801	50	Oct.
11	19,198	615	29,364	893	196,883	5,864	50,729	1,566	64,576	2,056	21,913	683	13,414	432	45,306	1,350	1,795	51	Nov.
12	20,128	616	31,073	894	221,347	5,874	58,044	1,572	73,891	2,064	26,095	685	15,291	435	52,285	1,356	1,804	51	Dec.
平成 28 年 1月	20,455	616	30,531	894	195,906	5,874	51,546	1,580	64,286	2,069	21,436	689	13,324	434	45,417	1,365	1,826	61	Jan. 2016
2	19,613	619	28,853	897	197,122	5,881	52,206	1,582	65,865	2,076	21,693	693	12,990	430	43,500	1,362	1,787	64	Feb.
3	18,528	621	29,363	906	209,021	5,884	55,922	1,582	69,980	2,084	24,253	695	13,859	432	47,036	1,369	1,842	65	Mar.
4	19,223	623	30,547	914	202,218	5,914	54,779	1,590	69,938	2,097	22,991	703	13,819	433	47,300	1,374	1,692	66	Apr.
5	19,028	624	30,993	923	210,580	5,921	55,294	1,591	70,813	2,097	24,709	712	14,720	433	51,170	1,381	2,075	68	May
6	20,361	629	32,138	924	207,723	5,930	55,618	1,591	69,909	2,099	24,167	714	14,310	436	50,012	1,385	2,048	67	Jun.
7	20,710	635	32,879	929	217,594	5,938	57,589	1,596	74,068	2,105	26,307	718	15,477	438	52,112	1,389	1,732	67	Jul.
8	21,373	640	34,523	936	209,404	5,938	55,778	1,602	69,999	2,110	24,534	718	14,961	439	51,659	1,391	1,837	67	Aug.
前年(度・同期・同月)比増減率(%)																			
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.3	6.3	5.8	6.1	9.1	2.5	8.4	3.6	11.3	3.7	9.7	5.9	8.6	2.9	6.7	3.9	25.1	30.0	2015
平成 27 年 4~6月	5.1	3.3	8.6	5.6	12.5	3.0	11.9	3.2	16.2	3.4	17.8	4.4	12.6	3.4	9.6	4.0	28.8	18.2	Q2 2015
7~9	9.4	4.7	8.1	7.4	7.8	2.6	6.1	2.7	9.9	3.5	7.2	4.5	7.9	3.6	5.7	3.6	21.8	6.5	Q3
10~12	10.6	5.5	4.8	6.6	7.0	2.8	7.3	4.0	10.7	2.8	7.3	5.7	6.8	4.3	5.6	3.8	24.3	8.5	Q4
平成 28 年 1~3月	11.8	6.3	2.0	6.1	9.6	2.5	8.7	3.6	8.8	3.7	7.4	5.9	7.1	2.9	6.2	3.9	25.7	30.0	Q1 2016
4~6	9.2	6.6	7.4	6.6	5.2	2.5	6.0	3.6	6.9	3.3	6.8	7.2	4.2	2.8	6.0	3.7	13.1	28.8	Q2
平成 27 年 6月	9.2	3.3	8.8	5.6	9.3	3.0	6.4	3.2	10.7	3.4	11.3	4.4	5.8	3.4	5.9	4.0	29.6	18.2	Jun. 2015
7	8.0	4.6	8.3	5.7	7.8	3.1	6.2	3.0	10.2	3.4	7.2	4.2	7.5	3.2	4.0	4.0	31.0	18.2	Jul.
8	11.0	5.1	8.9	6.8	9.0	2.7	8.0	3.3	11.0	3.4	8.7	4.4	9.0	3.2	7.3	4.3	23.7	4.3	Aug.
9	9.3	4.7	7.1	7.4	6.3	2.6	4.0	2.7	8.4	3.5	5.6	4.5	7.1	3.6	5.9	3.6	11.7	6.5	Sep.
10	11.1	5.7	5.4	7.1	9.3	2.7	9.5	3.3	15.2	3.5	9.9	5.0	7.2	4.6	7.1	3.8	32.0	8.7	Oct.
11	10.8	5.7	4.8	6.7	7.1	2.9	6.8	3.6	9.6	3.2	5.8	5.7	8.0	4.1	5.2	3.7	27.7	7.5	Nov.
12	10.0	5.5	4.2	6.6	5.0	2.8	5.7	4.0	7.9	2.8	6.2	5.7	5.4	4.3	4.7	3.8	14.5	8.5	Dec.
平成 28 年 1月	8.1	5.5	9.1	6.6	8.6	2.8	5.2	4.6	9.9	3.3	5.3	6.2	7.5	3.8	6.5	4.8	19.3	27.1	Jan. 2016
2	13.9	6.5	3.1	5.9	14.5	2.7	10.1	4.4	7.0	3.6	9.8	6.9	6.1	3.1	6.9	3.6	29.4	33.3	Feb.
3	13.8	6.3	▲5.4	6.1	6.3	2.5	10.7	3.6	9.4	3.7	7.2	5.9	7.8	2.9	5.3	3.9	29.0	30.0	Mar.
4	12.7	5.8	11.0	6.7	10.2	2.5	9.7	3.7	8.5	3.7	8.7	6.7	5.6	2.9	7.5	3.9	19.1	32.0	Apr.
5	7.2	5.8	4.4	7.0	2.5	2.3	2.5	3.2	6.1	3.5	5.3	7.1	3.4	2.1	4.9	3.7	14.6	33.3	May
6	7.8	6.6	7.1	6.6	3.3	2.5	6.1	3.6	6.2	3.3	6.6	7.2	3.6	2.8	5.7	3.7	7.1	28.8	Jun.
7	5.8	6.4	5.8	6.4	4.1	2.0	6.6	3.6	7.6	3.4	11.7	7.8	10.0	3.1	6.7	3.7	▲5.0	28.8	Jul.
8	5.0	6.3	6.8	6.4	1.7	2.1	3.7	3.4	3.8	3.4	8.4	7.3	5.2	3.3	5.2	3.7	3.4	39.6	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	2014
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
平成 27年 4~6月	53,693	590	10,729	118	15,488	166	25,053	240	7,700	93	9,980	101	Q2 2015
7~9	59,044	606	11,444	123	16,543	169	26,805	242	8,219	96	10,552	104	Q3
10~12	58,487	616	11,382	127	16,045	170	25,752	240	8,106	98	10,034	104	Q4
平成 28年 1~3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
4~6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
平成 27年 6月	18,890	590	3,734	118	5,223	166	8,616	240	2,678	93	3,432	101	Jun. 2015
7	19,583	597	3,845	119	5,574	167	8,913	242	2,709	91	3,546	103	Jul.
8	20,361	602	4,015	121	5,787	167	9,156	241	2,895	94	3,663	103	Aug.
9	19,100	606	3,584	123	5,182	169	8,736	242	2,615	96	3,343	104	Sep.
10	19,161	611	3,759	125	5,239	170	8,456	240	2,654	97	3,283	104	Oct.
11	19,198	615	3,683	126	5,160	170	8,391	240	2,621	97	3,384	105	Nov.
12	20,128	616	3,940	127	5,646	170	8,905	240	2,831	98	3,367	104	Dec.
平成 28年 1月	20,455	616	3,827	127	5,289	168	8,757	240	2,772	98	3,471	104	Jan. 2016
2	19,613	619	3,497	127	4,991	168	8,270	241	2,588	98	3,324	105	Feb.
3	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar.
4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
前年(度・同期・同月)比増減率(%)													Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
平成 27年 4~6月	5.1	3.3	12.7	9.3	8.8	7.8	7.7	2.6	12.6	2.2	8.5	6.3	Q2 2015
7~9	9.4	4.7	11.6	10.8	7.3	7.6	8.1	3.9	10.5	7.9	8.4	8.3	Q3
10~12	10.6	5.5	10.1	14.4	3.7	6.3	3.3	2.1	12.3	7.7	3.6	5.1	Q4
平成 28年 1~3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
4~6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
平成 27年 6月	9.2	3.3	13.4	9.3	5.5	7.8	8.0	2.6	12.5	2.2	10.5	6.3	Jun. 2015
7	8.0	4.6	13.5	9.2	7.5	7.7	6.8	3.0	9.9	0.0	10.1	7.3	Jul.
8	11.0	5.1	12.2	12.0	7.0	7.1	8.0	3.0	12.4	5.6	9.6	7.3	Aug.
9	9.3	4.7	9.0	10.8	7.3	7.6	9.6	3.9	9.2	7.9	5.6	8.3	Sep.
10	11.1	5.7	10.4	11.6	4.2	8.3	3.9	3.0	13.7	9.0	3.2	4.0	Oct.
11	10.8	5.7	12.0	13.5	3.4	6.9	3.4	3.0	10.1	6.6	4.5	5.0	Nov.
12	10.0	5.5	8.2	14.4	3.6	6.3	2.7	2.1	13.2	7.7	3.1	5.1	Dec.
平成 28年 1月	8.1	5.5	11.6	14.4	8.2	5.0	8.0	2.1	9.7	7.7	8.2	5.1	Jan. 2016
2	13.9	6.5	9.9	12.4	1.5	3.7	0.1	1.7	14.6	7.7	0.8	6.1	Feb.
3	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar.
4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.
8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
27	75,092	161	149,617	326	105,791	202	104,238	268	344,165	937	274,103	700	603,678	1,485
平成 27年 4～6月	18,301	149	36,475	316	25,398	189	25,272	265	84,662	921	66,042	685	148,605	1,472
7～9	19,405	154	38,836	326	27,436	198	26,426	265	85,649	924	69,072	690	150,068	1,486
10～12	18,648	155	37,196	324	26,491	200	26,445	273	88,984	935	70,356	698	154,218	1,483
平成 28年 1～3月	18,738	161	37,110	326	26,466	202	26,095	268	84,870	937	68,633	700	150,787	1,485
4～6	19,500	162	38,300	326	27,366	202	27,038	269	87,447	939	70,317	705	155,049	1,505
平成 27年 6月	6,337	149	12,821	316	9,082	189	8,748	265	28,784	921	22,560	685	50,060	1,472
7	6,493	151	12,999	329	9,358	198	8,983	265	29,755	915	23,767	690	52,230	1,488
8	6,808	154	13,698	327	9,627	197	9,205	266	28,635	918	23,388	685	50,165	1,485
9	6,104	154	12,139	326	8,451	198	8,238	265	27,259	924	21,917	690	47,673	1,486
10	6,139	155	12,281	324	8,673	198	8,472	268	28,973	929	22,663	690	50,306	1,486
11	6,125	155	11,993	323	8,506	198	8,472	269	28,219	937	22,663	695	48,717	1,490
12	6,384	155	12,922	324	9,312	200	9,501	273	31,792	935	25,030	698	55,195	1,483
平成 28年 1月	6,415	157	12,501	324	8,820	200	8,720	269	27,271	935	22,327	695	48,304	1,491
2	6,183	158	12,249	326	8,760	201	8,582	269	27,653	935	22,570	698	49,180	1,484
3	6,140	161	12,360	326	8,886	202	8,793	268	29,946	937	23,736	700	53,303	1,485
4	6,332	160	12,324	327	8,926	202	8,825	267	28,283	935	22,800	704	50,835	1,497
5	6,441	161	12,900	326	9,200	203	9,056	267	29,982	939	23,895	704	52,492	1,499
6	6,727	162	13,076	326	9,240	202	9,157	269	29,182	939	23,622	705	51,722	1,505
7	6,867	163	13,513	326	9,466	200	9,345	269	30,733	941	24,757	707	54,064	1,506
8	7,232	165	13,855	328	9,800	201	9,389	269	28,920	935	24,074	707	49,753	1,507
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.7	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.8
平成 27年 4～6月	6.7	7.2	8.4	2.6	7.2	5.0	12.0	4.7	13.5	2.2	13.0	4.7	17.0	1.5
7～9	6.9	9.2	7.5	4.8	9.0	8.2	9.2	1.9	6.6	1.2	9.1	4.2	11.2	2.2
10～12	3.1	8.4	2.7	2.9	3.8	7.0	8.3	5.4	6.9	2.5	8.1	3.7	8.7	1.8
平成 28年 1～3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	9.4	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.4	1.8
4～6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.7	6.9	7.0	1.5	3.3	2.0	6.5	2.9	4.3	2.2
平成 27年 6月	8.8	7.2	8.2	2.6	9.1	5.0	10.5	4.7	11.4	2.2	9.0	4.7	13.1	1.5
7	7.7	7.9	6.0	6.1	9.8	9.4	9.1	4.3	7.6	1.0	9.2	4.9	11.1	2.7
8	9.7	9.2	11.6	5.5	13.3	7.7	13.3	4.7	6.9	0.5	9.9	3.5	12.4	2.3
9	3.1	9.2	4.8	4.8	3.5	8.2	5.0	1.9	5.1	1.2	8.1	4.2	10.0	2.2
10	4.4	9.9	4.1	2.5	3.9	7.0	8.9	3.5	9.7	2.2	9.7	3.6	13.0	2.1
11	2.5	8.4	3.0	2.5	3.0	7.0	8.3	3.5	8.1	2.7	10.2	4.2	8.8	2.5
12	2.5	8.4	1.2	2.9	4.3	7.0	7.7	5.4	3.5	2.5	4.8	3.7	4.9	1.8
平成 28年 1月	10.1	9.8	7.9	2.5	8.3	7.0	9.5	3.5	6.2	2.6	11.0	3.0	10.3	2.1
2	1.9	9.0	19.9	2.5	29.9	9.2	14.7	2.3	12.1	2.4	17.8	3.1	14.1	1.6
3	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.2	9.2	4.5	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.8
4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	17.4	1.1	7.9	1.3	11.2	3.4	6.6	2.0
5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.7	6.9	4.7	1.5	1.4	2.0	4.7	2.9	3.3	2.2
7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.0	1.5	3.3	2.8	4.2	2.5	3.5	1.2
8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.0	1.1	1.0	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190		2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193		2014
413,327	921	93,174	269	62,255	152	67,880	148	45,900	101	43,634	131	65,024	200		2015
101,528	906	22,331	264	14,625	150	16,354	150	11,357	99	10,557	117	15,440	202	Q2	2015
102,375	904	23,785	266	15,915	152	17,119	150	10,937	99	10,907	117	16,470	201	Q3	
106,576	912	23,970	269	16,036	153	17,223	148	11,118	100	11,297	130	16,580	201	Q4	
102,848	921	23,088	269	15,679	152	17,184	148	12,488	101	10,873	131	16,534	200	Q1	2016
106,252	932	24,179	271	16,460	152	17,449	146	11,719	103	11,401	129	16,722	203	Q2	
34,411	906	7,602	264	4,914	150	5,440	150	3,544	99	3,584	117	5,237	202	Jun.	2015
35,460	905	8,025	266	5,287	152	5,652	149	3,575	99	3,748	117	5,615	201	Jul.	
34,383	902	8,366	269	5,673	152	6,088	152	3,863	99	3,698	118	5,708	201	Aug.	
32,532	904	7,394	266	4,955	152	5,379	150	3,499	99	3,461	117	5,147	201	Sep.	
34,660	908	7,577	265	5,076	152	5,433	149	3,516	100	3,724	131	5,214	199	Oct.	
33,801	906	7,580	269	5,215	153	5,624	148	3,611	100	3,571	130	5,364	200	Nov.	
38,115	912	8,813	269	5,745	153	6,166	148	3,991	100	4,002	130	6,002	201	Dec.	
33,337	912	7,662	271	5,218	154	5,778	152	4,265	100	3,568	130	5,397	200	Jan.	2016
33,793	920	7,517	271	5,148	153	5,671	148	4,164	100	3,560	130	5,430	200	Feb.	
35,718	921	7,909	269	5,313	152	5,735	148	4,059	101	3,745	131	5,707	200	Mar.	
34,727	933	7,824	269	5,491	153	5,894	149	4,130	102	3,795	131	5,496	202	Apr.	
36,288	933	8,131	271	5,354	153	5,635	146	3,704	102	3,859	129	5,625	202	May	
35,237	932	8,224	271	5,615	152	5,920	146	3,885	103	3,747	129	5,601	203	Jun.	
37,090	937	8,533	272	5,640	153	5,846	147	3,776	104	3,970	129	5,905	203	Jul.	
35,551	935	8,488	274	5,829	153	6,204	146	3,982	104	3,934	130	6,000	204	Aug.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
7.0	2.9	9.7	2.7	10.1	▲1.9	6.6	▲2.0	5.7	2.0	8.2	10.1	8.9	3.6		2015
10.5	3.0	13.4	6.0	5.2	▲3.2	6.1	4.2	17.2	▲2.0	9.1	▲1.7	9.7	8.0	Q2	2015
5.0	2.0	7.5	4.3	10.4	▲1.9	6.9	2.0	5.2	▲2.0	4.5	▲0.8	8.2	7.5	Q3	
5.0	1.9	6.6	2.7	11.8	0.0	7.1	0.7	3.7	▲1.0	8.7	10.2	6.8	5.8	Q4	
7.6	2.9	12.0	2.7	12.8	▲1.9	6.4	▲2.0	▲0.9	2.0	10.7	10.1	11.1	3.6	Q1	2016
4.7	2.9	8.3	2.7	12.5	1.3	6.7	▲2.7	3.2	4.0	8.0	10.3	8.3	0.5	Q2	
7.1	3.0	5.9	6.0	0.0	▲3.2	0.1	4.2	4.1	▲2.0	5.3	▲1.7	8.2	8.0	Jun.	2015
5.3	1.9	7.9	5.6	10.4	▲2.6	7.7	2.8	6.0	▲2.0	4.4	▲1.7	8.5	6.3	Jul.	
6.3	1.7	8.6	5.5	13.0	▲2.6	9.3	4.1	5.9	▲2.0	4.6	0.0	9.6	6.9	Aug.	
3.4	2.0	6.0	4.3	7.6	▲1.9	3.4	2.0	3.5	▲2.0	4.5	▲0.8	6.3	7.5	Sep.	
7.8	2.1	5.0	3.1	11.6	▲1.9	6.4	1.4	3.4	▲1.0	11.0	11.0	5.8	5.3	Oct.	
4.7	1.3	5.3	3.5	10.7	▲1.3	8.0	0.7	3.7	▲1.0	8.2	11.1	7.6	5.8	Nov.	
3.0	1.9	9.3	2.7	12.9	0.0	6.8	0.7	3.9	▲1.0	7.1	10.2	6.9	5.8	Dec.	
6.3	2.2	12.5	3.8	10.2	0.7	7.4	3.4	2.4	▲1.0	7.5	10.2	10.3	5.3	Jan.	2016
11.8	3.4	14.6	3.4	12.3	0.0	3.8	0.7	▲4.1	1.0	15.3	10.2	16.2	3.6	Feb.	
5.1	2.9	9.2	2.7	16.0	▲1.9	8.2	▲2.0	▲0.7	2.0	9.7	10.1	7.2	3.6	Mar.	
9.1	3.4	11.6	2.3	17.8	0.0	11.1	▲2.0	▲0.1	3.0	14.4	11.0	14.4	1.5	Apr.	
2.9	2.4	5.3	2.7	6.0	▲0.6	0.5	▲2.7	0.7	2.0	5.6	9.3	4.2	0.5	May	
2.4	2.9	8.2	2.7	14.3	1.3	8.8	▲2.7	9.6	4.0	4.5	10.3	7.0	0.5	Jun.	
4.6	3.5	6.3	2.3	6.7	0.7	3.4	▲1.3	5.6	5.1	5.9	10.3	5.2	1.0	Jul.	
3.4	3.7	1.5	1.9	2.7	0.7	1.9	▲3.9	3.1	5.1	6.4	10.2	5.1	1.5	Aug.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜		静岡		愛知		三重		滋賀		京都		大阪	
	Gifu		Shizuoka		Aichi		Mie		Shiga		Kyoto		Osaka	
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数
	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
27	108,974	294	221,081	445	332,587	790	62,051	198	56,536	164	85,048	253	354,588	842
平成 27年 4～6月	27,317	279	53,800	449	82,787	770	15,257	187	13,669	155	21,060	251	86,956	812
7～9	26,163	281	55,348	445	82,596	777	15,153	191	14,306	159	20,940	250	87,438	817
10～12	27,083	289	57,188	449	84,721	785	15,724	197	14,478	162	22,019	251	91,126	826
平成 28年 1～3月	28,411	294	54,745	445	82,483	790	15,917	198	14,083	164	21,029	253	89,068	842
4～6	28,233	300	56,450	449	86,873	796	16,676	197	14,763	165	22,284	255	94,742	847
平成 27年 6月	9,059	279	18,205	449	27,878	770	5,141	187	4,483	155	7,133	251	29,151	812
7	8,972	282	19,143	450	28,855	769	5,240	189	4,935	157	7,341	251	30,417	814
8	8,927	281	18,983	448	27,859	775	5,224	190	4,978	159	6,967	251	29,171	816
9	8,264	281	17,222	445	25,882	777	4,689	191	4,393	159	6,632	250	27,850	817
10	8,633	284	18,528	446	27,806	777	5,066	193	4,716	161	7,209	251	29,873	822
11	8,635	288	17,997	447	26,364	783	4,891	194	4,552	162	6,875	251	28,662	823
12	9,815	289	20,663	449	30,551	785	5,767	197	5,210	162	7,935	251	32,591	826
平成 28年 1月	9,184	292	17,999	447	26,278	785	5,088	197	4,504	162	6,682	252	28,214	832
2	9,383	293	17,828	447	26,797	791	5,207	197	4,583	163	6,907	254	29,467	834
3	9,844	294	18,918	445	29,408	790	5,622	198	4,996	164	7,440	253	31,387	842
4	9,512	297	18,383	447	28,474	794	5,408	197	4,768	165	7,228	251	31,920	849
5	9,362	299	19,152	448	29,289	795	5,654	198	4,998	165	7,605	256	31,499	842
6	9,359	300	18,915	449	29,110	796	5,614	197	4,997	165	7,451	255	31,323	847
7	9,601	303	20,218	448	30,741	798	5,761	195	5,339	168	8,155	257	32,812	847
8	9,387	305	19,640	448	28,849	801	5,509	197	5,032	167	7,657	258	30,666	847
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	6.2	6.9	7.8	▲0.7	8.6	3.4	11.9	8.8	10.2	5.8	10.7	2.4	14.9	4.9
平成 27年 4～6月	15.2	6.9	9.7	3.2	12.6	2.7	16.3	5.1	14.0	5.4	15.4	6.8	19.6	3.2
7～9	0.9	5.6	4.4	0.2	6.5	2.0	8.3	6.1	8.8	6.7	6.2	5.5	13.4	3.0
10～12	2.9	7.4	9.6	0.2	7.2	3.2	11.3	8.2	9.4	5.9	10.4	2.9	14.1	2.6
平成 28年 1～3月	6.7	6.9	7.6	▲0.7	8.4	3.4	12.2	8.8	9.0	5.8	11.0	2.4	12.9	4.9
4～6	3.4	7.5	4.9	0.0	4.9	3.4	9.3	5.3	8.0	6.5	5.8	1.6	9.0	4.3
平成 27年 6月	8.7	6.9	4.5	3.2	7.3	2.7	11.6	5.1	7.4	5.4	11.3	6.8	15.3	3.2
7	1.1	7.2	3.5	2.0	6.5	2.3	7.6	5.0	8.0	5.4	7.3	6.4	13.8	3.2
8	2.4	6.0	3.9	1.4	8.0	2.8	11.1	5.6	12.6	5.3	6.0	5.9	13.3	3.4
9	▲1.0	5.6	6.1	0.2	4.8	2.0	6.0	6.1	5.6	6.7	5.3	5.5	13.0	3.0
10	2.7	6.8	10.5	0.2	11.4	2.6	13.7	6.6	13.9	9.5	14.6	4.6	19.8	3.1
11	2.7	7.9	7.5	0.2	6.5	2.9	10.5	6.6	6.8	8.0	10.2	4.6	13.2	2.7
12	3.2	7.4	10.6	0.2	4.3	3.2	9.9	8.2	7.8	5.9	7.0	2.9	10.2	2.6
平成 28年 1月	1.9	8.6	7.9	0.7	4.3	3.4	9.2	8.2	9.4	5.9	11.4	2.9	14.5	3.6
2	9.2	7.7	10.0	0.0	10.7	3.9	13.5	7.7	5.0	4.5	12.5	3.7	11.8	4.0
3	9.1	6.9	5.2	▲0.7	10.3	3.4	13.9	8.8	12.5	5.8	9.4	2.4	12.6	4.9
4	7.2	7.2	8.3	▲0.2	8.3	3.7	12.4	5.9	6.7	6.5	7.0	1.2	12.0	4.9
5	▲0.3	6.8	2.8	▲0.2	2.4	3.2	6.6	5.9	5.9	5.8	6.1	2.8	7.5	4.0
6	3.3	7.5	3.9	0.0	4.4	3.4	9.2	5.3	11.5	6.5	4.5	1.6	7.5	4.3
7	7.0	7.4	5.6	▲0.4	6.5	3.8	9.9	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	7.9	4.1
8	5.2	8.5	3.5	0.0	3.6	3.4	5.5	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.1	3.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245		2014		
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013		
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243		2014		
209,882	554	32,965	100	16,674	70	18,773	56	26,508	60	66,387	154	97,080	254		2015		
51,680	548	8,065	97	4,250	69	4,496	52	6,671	55	16,650	150	23,840	248	Q2	2015		
53,289	554	8,212	98	3,965	69	4,567	54	6,531	56	16,294	150	23,740	249	Q3			
53,874	553	8,553	101	4,170	71	5,004	55	6,778	59	17,147	151	25,536	252	Q4			
51,039	554	8,135	100	4,289	70	4,706	56	6,528	60	16,296	154	23,964	254	Q1	2016		
53,843	557	8,690	100	4,619	72	5,186	58	7,100	62	17,688	158	25,256	264	Q2			
17,344	548	2,736	97	1,432	69	1,514	52	2,207	55	5,616	150	8,035	248	Jun.	2015		
18,344	549	2,838	97	1,359	69	1,547	52	2,259	55	5,619	150	8,573	249	Jul.			
18,323	548	2,784	98	1,333	69	1,510	52	2,217	55	5,616	150	7,809	249	Aug.			
16,622	554	2,590	98	1,273	69	1,510	54	2,055	56	5,059	150	7,358	249	Sep.			
17,461	552	2,732	99	1,364	70	1,671	55	2,311	58	5,333	149	8,315	250	Oct.			
16,907	551	2,631	99	1,338	70	1,518	55	2,047	59	5,553	151	7,730	251	Nov.			
19,506	553	3,190	101	1,468	71	1,815	55	2,420	59	6,261	151	9,491	252	Dec.			
16,560	552	2,637	101	1,424	70	1,487	55	2,052	60	5,240	152	7,536	253	Jan.	2016		
16,713	556	2,653	99	1,378	70	1,513	55	2,094	60	5,358	154	7,604	254	Feb.			
17,766	554	2,845	100	1,487	70	1,706	56	2,382	60	5,698	154	8,824	254	Mar.			
17,572	557	2,827	102	1,493	71	1,650	56	2,261	61	5,702	156	8,060	259	Apr.			
18,447	560	2,985	100	1,575	72	1,787	58	2,481	62	6,067	159	8,678	262	May			
17,824	557	2,878	100	1,551	72	1,749	58	2,358	62	5,919	158	8,518	264	Jun.			
19,296	557	3,117	100	1,573	72	1,969	60	2,659	62	6,051	159	9,384	264	Jul.			
18,195	558	2,976	103	1,491	73	1,855	60	2,488	62	5,956	159	8,401	264	Aug.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014		
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014		
7.5	2.2	8.5	5.3	15.6	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.3	3.4	10.0	4.5		2015		
11.0	2.2	12.4	4.3	29.8	4.5	17.5	13.0	16.9	5.8	15.2	1.4	23.3	2.5	Q2	2015		
7.4	3.4	7.2	6.5	13.9	3.0	12.3	17.4	4.0	5.7	4.8	0.0	8.2	2.5	Q3			
7.5	2.4	9.4	6.3	11.0	2.9	18.8	10.0	6.4	11.3	5.2	0.7	5.1	4.1	Q4			
4.1	2.2	5.3	5.3	9.8	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.6	3.4	5.8	4.5	Q1	2016		
4.2	1.6	7.7	3.1	8.7	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.2	5.3	5.9	6.5	Q2			
5.2	2.2	8.2	4.3	23.2	4.5	8.8	13.0	9.0	5.8	10.2	1.4	15.7	2.5	Jun.	2015		
7.1	2.6	8.7	4.3	15.2	4.5	8.3	13.0	3.6	5.8	4.8	0.7	9.9	2.9	Jul.			
10.5	2.2	8.3	5.4	11.6	4.5	10.5	13.0	6.0	3.8	7.1	0.7	9.2	2.5	Aug.			
4.4	3.4	4.5	6.5	14.9	3.0	18.7	17.4	2.4	5.7	2.3	0.0	5.3	2.5	Sep.			
11.2	2.6	12.8	6.5	16.4	2.9	28.7	17.0	12.8	9.4	6.2	▲1.3	6.5	2.5	Oct.			
6.1	2.4	6.0	5.3	12.2	2.9	12.6	12.2	3.5	11.3	5.1	0.7	3.8	3.7	Nov.			
5.6	2.4	9.5	6.3	5.5	2.9	16.0	10.0	3.2	11.3	4.4	0.7	5.1	4.1	Dec.			
4.7	2.8	7.4	6.3	9.5	1.4	12.6	7.8	4.1	13.2	2.5	1.3	4.2	4.5	Jan.	2016		
1.5	3.3	0.7	4.2	10.1	2.9	18.9	7.8	10.9	11.1	7.1	3.4	8.3	5.0	Feb.			
6.0	2.2	7.8	5.3	10.0	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	4.2	3.4	5.0	4.5	Mar.			
5.5	2.0	9.2	6.3	9.7	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.4	4.0	7.8	6.1	Apr.			
4.3	2.4	9.0	4.2	8.1	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	5.0	5.3	4.2	6.5	May			
2.8	1.6	5.2	3.1	8.3	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.4	5.3	6.0	6.5	Jun.			
5.2	1.5	9.8	3.1	15.7	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	7.7	6.0	9.5	6.0	Jul.			
▲0.7	1.8	6.9	5.1	11.9	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	6.1	6.0	7.6	6.0	Aug.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
27	64,405	171	30,000	67	38,113	102	72,536	197	24,404	66	227,554	616	36,527	80
平成 27年 4～6月	15,636	161	7,657	66	9,417	100	18,143	194	5,921	64	56,601	606	9,495	72
7～9	16,109	163	7,604	66	9,614	102	18,170	196	6,127	64	57,706	606	9,372	74
10～12	16,772	168	7,562	66	9,805	104	18,563	198	6,297	67	58,320	614	9,298	75
平成 28年 1～3月	15,888	171	7,177	67	9,277	102	17,660	197	6,059	66	54,927	616	8,362	80
4～6	16,637	172	7,940	68	9,852	101	18,637	198	6,420	69	59,922	634	9,822	80
平成 27年 6月	5,301	161	2,578	66	3,161	100	6,066	194	2,011	64	18,908	606	3,152	72
7	5,546	160	2,598	66	3,258	100	6,161	195	2,054	64	19,602	606	3,170	72
8	5,490	163	2,613	66	3,271	100	6,206	195	2,132	64	19,427	608	3,236	74
9	5,073	163	2,393	66	3,085	102	5,803	196	1,941	64	18,677	606	2,966	74
10	5,599	166	2,498	66	3,089	103	5,893	198	2,042	66	19,199	607	3,072	75
11	5,065	167	2,380	66	3,137	103	5,882	197	2,015	66	18,171	611	2,899	75
12	6,108	168	2,684	66	3,579	104	6,788	198	2,240	67	20,950	614	3,327	75
平成 28年 1月	5,121	169	2,356	67	3,129	103	5,818	197	2,021	67	18,134	616	2,916	80
2	5,124	170	2,365	67	2,971	101	5,677	195	1,977	67	17,603	614	2,612	80
3	5,643	171	2,456	67	3,177	102	6,165	197	2,061	66	19,190	616	2,834	80
4	5,318	171	2,530	66	3,207	101	6,020	199	2,062	67	19,760	623	3,202	80
5	5,696	171	2,764	67	3,389	101	6,402	197	2,165	68	20,247	629	3,359	80
6	5,623	172	2,646	68	3,256	101	6,215	198	2,193	69	19,915	634	3,261	80
7	6,244	173	2,839	68	3,587	101	6,673	198	2,378	71	20,757	635	3,309	80
8	5,834	173	2,738	68	3,358	101	6,479	199	2,386	71	20,373	638	3,299	80
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	10.2	8.2	4.6	1.5	8.7	3.0	8.2	2.6	14.7	4.8	6.7	3.2	4.0	12.7
平成 27年 4～6月	13.1	7.3	9.3	6.5	12.6	3.1	12.4	1.6	18.2	6.7	11.5	3.1	12.3	4.3
7～9	7.9	7.9	6.1	4.8	7.4	4.1	6.8	2.1	14.3	6.7	6.8	2.7	3.6	5.7
10～12	10.0	9.8	4.8	3.1	7.1	5.1	5.2	3.1	14.1	8.1	4.9	2.7	3.2	7.1
平成 28年 1～3月	10.0	8.2	▲1.5	1.5	7.8	3.0	8.8	2.6	12.6	4.8	3.6	3.2	▲3.0	12.7
4～6	6.4	6.8	3.7	3.0	4.6	1.0	2.7	2.1	8.4	7.8	5.9	4.6	3.4	11.1
平成 27年 6月	7.9	7.3	6.4	6.5	2.8	3.1	4.6	1.6	13.8	6.7	6.6	3.1	6.9	4.3
7	6.7	6.7	8.2	6.5	7.2	2.0	5.9	1.6	11.9	6.7	5.0	2.5	2.1	4.3
8	10.0	8.7	7.1	6.5	8.2	2.0	7.7	1.6	16.8	6.7	8.6	3.4	7.2	5.7
9	7.0	7.9	2.8	4.8	6.9	4.1	6.8	2.1	14.2	6.7	7.0	2.7	1.5	5.7
10	12.8	9.9	8.1	4.8	6.3	4.0	4.0	3.1	17.9	10.0	7.1	2.4	4.3	7.1
11	9.1	9.9	3.7	4.8	7.7	4.0	7.4	3.1	15.9	6.5	5.3	2.5	1.0	7.1
12	8.3	9.8	2.7	3.1	7.4	5.1	4.3	3.1	9.3	8.1	2.7	2.7	4.0	7.1
平成 28年 1月	8.7	10.5	1.2	4.7	9.9	3.0	7.5	2.6	11.5	8.1	4.9	3.7	4.3	12.7
2	12.0	11.8	▲7.7	3.1	6.9	2.0	9.4	1.6	15.3	9.8	4.1	2.8	▲5.4	12.7
3	9.3	8.2	2.7	1.5	6.6	3.0	9.5	2.6	11.3	4.8	2.0	3.2	▲7.4	12.7
4	9.1	7.5	4.6	0.0	7.3	2.0	4.1	3.1	8.5	6.3	7.3	4.0	4.5	11.1
5	4.3	6.2	3.9	1.5	3.7	1.0	1.7	1.5	7.7	6.3	5.1	4.3	2.4	11.1
6	6.1	6.8	2.6	3.0	3.0	1.0	2.5	2.1	9.1	7.8	5.3	4.6	3.5	11.1
7	12.6	8.1	9.3	3.0	10.1	1.0	8.3	1.5	15.8	10.9	5.9	4.8	4.4	11.1
8	6.3	6.1	4.8	3.0	2.7	1.0	4.4	2.1	11.9	10.9	4.9	4.9	1.9	8.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	2014	
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	2014	
49,383	110	75,068	158	52,735	107	55,507	119	68,815	179	21,307	65	2015	
12,009	106	18,552	151	12,842	102	13,610	122	16,968	177	5,143	52	Q2 2015	
12,687	108	19,003	151	13,448	104	14,269	121	17,622	176	5,309	49	Q3	
12,957	111	19,297	156	13,659	105	14,271	121	17,650	174	5,400	51	Q4	
11,730	110	18,216	158	12,786	107	13,357	119	16,575	179	5,455	65	Q1 2016	
12,827	112	19,827	155	14,113	108	14,211	118	17,760	178	5,815	67	Q2	
4,175	106	6,320	151	4,368	102	4,615	122	5,761	177	1,912	52	Jun. 2015	
4,294	106	6,435	152	4,569	104	4,803	122	5,989	177	1,823	52	Jul.	
4,300	107	6,520	152	4,675	103	4,963	122	5,988	176	1,776	48	Aug.	
4,093	108	6,048	151	4,204	104	4,503	121	5,645	176	1,710	49	Sep.	
4,261	108	6,321	153	4,464	104	4,689	121	5,855	176	1,801	50	Oct.	
4,051	111	5,976	154	4,251	105	4,412	121	5,546	173	1,795	51	Nov.	
4,645	111	7,000	156	4,944	105	5,170	121	6,249	174	1,804	51	Dec.	
3,977	109	6,085	158	4,270	105	4,472	120	5,563	177	1,826	61	Jan. 2016	
3,709	109	5,849	158	4,081	105	4,294	119	5,352	177	1,787	64	Feb.	
4,044	110	6,282	158	4,435	107	4,591	119	5,660	179	1,842	65	Mar.	
3,829	111	6,064	158	4,451	107	4,489	117	5,505	178	1,692	66	Apr.	
4,571	112	6,962	157	4,890	108	4,929	117	6,212	178	2,075	68	May	
4,427	112	6,801	155	4,772	108	4,793	118	6,043	178	2,048	67	Jun.	
4,607	112	7,133	157	4,964	109	5,074	118	6,268	178	1,732	67	Jul.	
4,583	112	7,096	157	4,965	109	5,054	117	6,289	178	1,837	67	Aug.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
13.8	3.8	6.9	6.8	9.9	7.0	5.2	▲0.8	2.8	1.7	25.1	30.0	2015	
12.3	3.9	8.2	7.1	11.1	13.3	7.1	2.5	2.9	0.6	28.8	18.2	Q2 2015	
8.8	4.9	4.5	7.9	8.7	11.8	4.2	0.0	1.8	0.0	21.8	6.5	Q3	
16.0	5.7	5.3	9.1	9.7	11.7	3.0	0.0	2.1	▲0.6	24.3	8.5	Q4	
19.1	3.8	10.0	6.8	10.3	7.0	6.8	▲0.8	4.5	1.7	25.7	30.0	Q1 2016	
6.8	5.7	6.9	2.6	9.9	5.9	4.4	▲3.3	4.7	0.6	13.1	28.8	Q2	
10.5	3.9	6.7	7.1	7.5	13.3	4.5	2.5	▲0.2	0.6	29.6	18.2	Jun. 2015	
6.8	3.9	2.8	8.6	6.7	14.3	2.1	2.5	0.9	1.1	31.0	18.2	Jul.	
9.4	3.9	5.9	8.6	11.8	13.2	6.0	2.5	1.3	0.0	23.7	4.3	Aug.	
10.3	4.9	4.6	7.9	7.8	11.8	4.6	0.0	3.2	0.0	11.7	6.5	Sep.	
12.6	4.9	6.8	9.3	11.4	11.8	4.9	0.0	3.5	0.6	32.0	8.7	Oct.	
9.7	6.7	5.0	8.5	9.6	11.7	3.2	0.0	2.9	▲1.1	27.7	8.5	Nov.	
25.8	5.7	4.1	9.1	8.3	11.7	1.3	0.0	0.2	▲0.6	14.5	8.5	Dec.	
31.7	3.8	6.2	10.5	9.2	9.4	2.5	0.8	0.6	1.1	19.3	27.1	Jan. 2016	
13.4	2.8	13.1	8.2	11.4	6.1	9.4	▲0.8	6.8	0.6	29.4	33.3	Feb.	
13.5	3.8	10.9	6.8	10.3	7.0	8.7	▲0.8	6.5	1.7	29.0	30.0	Mar.	
8.8	4.7	7.1	6.8	12.6	5.9	7.2	▲3.3	5.7	1.1	19.1	32.0	Apr.	
5.9	5.7	6.0	4.0	8.2	6.9	2.5	▲4.1	3.6	0.6	14.6	33.3	May	
6.0	5.7	7.6	2.6	9.2	5.9	3.9	▲3.3	4.9	0.6	7.1	28.8	Jun.	
7.3	5.7	10.8	3.3	8.6	4.8	5.6	▲3.3	4.7	0.6	▲5.0	28.8	Jul.	
6.6	4.7	8.8	3.3	6.2	5.8	1.8	▲4.1	5.0	1.1	3.4	39.6	Aug.	

Sales value (million yen) · Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 27 年 6 月	675,888	31,816	115,615	46,355	29,950	200,793	66,699	83,544	84,931	16,185	Q2 2015	Value (million yen)	Commodity stocks		
		9	685,512	31,754	113,916	46,414	31,713	180,741	67,882	86,865	108,289	17,938	Q3				
		12	754,129	35,908	122,218	51,100	32,862	196,074	73,553	99,521	122,818	20,075	Q4				
		平成 28 年 3 月	727,298	33,269	117,426	50,137	31,661	195,635	70,574	93,485	116,092	19,019	Q1 2016				
		6	735,009	32,400	118,260	49,216	32,413	195,563	72,988	96,623	118,877	18,669	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 6 月	0.8	▲7.4	6.0	1.4	3.2	14.6	▲3.8	▲3.6	▲19.0	10.3	Q2 2015			Percentage change from the previous year (%)	Commodity stocks
		9	5.0	3.4	1.5	5.5	4.2	▲0.6	▲1.4	10.1	20.8	14.6	Q3				
		12	5.2	13.9	▲1.8	5.0	6.6	▲5.2	2.2	11.4	29.9	10.2	Q4				
		平成 28 年 3 月	6.3	11.8	▲0.1	8.3	3.6	▲4.6	4.0	16.8	29.9	8.3	Q1 2016				
		6	8.7	1.8	2.3	6.2	8.2	▲2.6	9.4	15.7	40.0	15.3	Q2				
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 27 年 6 月	148.9	104.3	176.5	143.4	178.1	290.2	146.8	119.1	74.8	154.0	Q2 2015	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
		9	157.9	108.2	177.7	151.7	200.8	279.6	156.8	129.7	98.9	180.4	Q3				
		12	150.8	105.7	167.0	139.4	199.2	253.7	148.4	127.3	100.7	158.5	Q4				
		平成 28 年 3 月	154.8	92.9	163.0	144.1	202.5	281.8	156.7	138.8	97.4	182.6	Q1 2016				
		6	154.3	106.0	175.4	152.2	195.3	271.7	151.3	130.2	95.9	170.4	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 6 月	▲7.3	▲14.7	▲2.1	▲9.1	▲10.7	1.6	▲9.3	▲8.6	▲25.6	6.4	Q2 2015			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		9	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4	Q3				
		12	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9	8.5	Q4				
		平成 28 年 3 月	▲0.5	▲2.9	▲6.5	0.4	3.1	▲9.2	0.5	11.1	19.8	3.5	Q1 2016				
		6	3.6	1.6	▲0.6	6.1	9.7	▲6.4	3.1	9.3	28.2	10.6	Q2				

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



28生消生第350号

平成28年11月8日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 青木 桂生 殿

東京都生活文化局

消費生活部長 三木 暁朗



コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージの普及について（依頼）

日頃より、東京都の消費生活行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。昨年度、消費者団体、事業者団体、学識経験者等で構成する「東京都商品等安全対策協議会」において、「ボタン電池等の安全対策」について検討し、その報告を受け、都は関係事業者団体等に対して早急に安全対策を講じていただくよう、提案・要望をさせていただいたところで

す。特に、ボタン電池等の中でも直径 20mm の「コイン形リチウム電池」の誤飲は食道に留まり潰瘍をつくるなど、最悪の場合、死に至る危険性があり、それを消費者へ強く訴えていく必要があるとされました。

一般社団法人電池工業会は、子供の生命の安全を最優先に考え、乳幼児が素手で開けられないパッケージの基準作りを平成27年10月より開始し、この度「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」を発行いたしました。

同会会員会社により、本ガイドラインに準拠したパッケージが平成30年3月末日処に市場へ順次導入されます。

つきましては、製造事業者の皆様には、本ガイドラインをご活用頂き、安全に配慮したパッケージを導入し、事故防止にご協力をお願いします。

また、流通・販売事業者の皆様には、本ガイドラインに準拠した製品の販売を促進し、安全に配慮した製品の普及にご協力をお願いします。

【ガイドライン】

「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」（一般社団法人電池工業会）

<http://www.denchi.info/publication/packageguideline.pdf>

【関連情報】

《一般社団法人電池工業会ウェブサイト》

コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン発行に関するお知らせ

<http://www.baj.or.jp/frombaj/16.html>

《生活文化局消費生活部生活安全課》「子供に対するコイン形電池等の安全対策」を報告

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h27/press/houkoku-20151216.html>

[html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h27/press/houkoku-20151216.html)

(担当)

東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課

商品安全担当 吉本、尾崎

電話 03-5388-3055

FAX 03-5388-1332

酒類販売管理研修の“義務化”に伴う対応について

平成 28 年 5 月、改正酒税法・改正酒類業組合法が成立し、酒類販売管理研修（法定研修）については、初回及び定期（3 年ごとを予定）の研修受講が義務化されることになりました。

改正法施行時（6 月 1 日施行予定）に、この定期研修が未受講であった場合、財務大臣による勧告等を経て、酒類販売業免許の取消しの可能性があります。

施行直前には、駆け込みでの受講者の増加が予想されることから、確実な受講のために、年度内または担当者一括での受講等、早めの対応をお願いいたします。

● 背景

青少年の健全育成、アルコール健康障害を防止する観点から、販売場における適切な販売管理の確保を求める声が国内外で高まり、平成 28 年 5 月酒税法等改正法が成立しました。

酒類販売管理研修では、未成年者飲酒防止に関する表示のほか、遵守しなければならない法令や適切な商品管理についての講義を行っています。

● 概要

	これまで	施行後
酒類販売管理研修受講	(初回) 努力義務・(定期) 推奨	(初回・定期) 義務化
罰 則	なし	(定期研修の場合) 財務大臣による勧告→命令 →50 万円以下の罰金→酒類小売業 免許取消し
酒類販売管理者選任方法	① 酒類販売管理者を選任 ② 選任後、3 か月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならない	① 酒類販売管理研修を受講（1～複数名） ② 受講した者の中から酒類販売管理者を選任

● 申し込み

酒類販売管理研修は国税庁指定研修実施団体で受講することができます。

※申し込み方法等は実施団体により異なります。受講の申し込みにあたっては、国税庁 HP をご参照のうえ、各研修実施団体へお問い合わせください。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm>

全国小売酒販組合中央会では、国税庁指定研修実施団体として、専任の講師による出張研修を行っています。例えば、「お酒コーナーである旨」等は国税庁の定める【重要基準】です。研修では実際の表示例を写真等で紹介し、酒類販売管理者がしっかりと実践できるよう努めています。

- ▶ 酒類販売場の担当者様が一齐に受講することにより受講漏れが防げるほか、担当者全員の受講タイミングを揃えることにより、一定期間ごとの再受講への対応ができます
- ▶ ご希望の日程、場所での開催が可能です
- ▶ 一括でのお申込みにより、事務・会計の負担が大幅に軽減されます



お気軽にお問い合わせください。(全国小売酒販組合中央会 企業・出張研修担当 TEL:03-3714-0172)

平成28年11月8日

各位

一般社団法人日本クレジット協会

「安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備について」の説明会の開催のご案内

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、クレジットカード決済による取引に関してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、クレジット取引セキュリティ対策協議会（事務局：当協会）において策定された「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画-2016-」（別添下部「～参考～」を参照）において、クレジットカード取引に関係するカード会社や加盟店等の各主体が2020年までに達成すべき目標の実現に向け、それぞれの役割に応じて取り組むべき事項が取りまとめられております。

また、クレジット業務に関する法律である割賦販売法の改正法案が、今第192回臨時国会に提出され審議される予定です。具体的な改正内容としては、セキュリティ対策の強化が盛り込まれており、加盟店に対してはクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止が義務付けられる予定です。

そこで、当協会では実行計画及び割賦販売法の改正内容について、加盟店の皆様にご理解をいただくために経済産業省のご担当官をお招きして、法改正の動向及び実行計画の取組状況等について説明する標記説明会を開催することといたしました。業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、説明会にご参加をご希望される場合は、別添の参加要項をご確認いただき、参加申込書に必要事項をご記入の上、事務局宛にEメールまたはFAXにてお申込みください。

敬具

記

1. 日時 平成28年11月30日（水） 午前10時30分より午後12時30分
2. 場所 当協会会議室（別添地図参照）
3. 内容
 - （1）「クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止の義務化」について
【説明者】経済産業省 商取引監督課ご担当官
 - （2）「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画-2016-」について
【説明者】日本クレジット協会 事務局
 - （3）質疑応答
4. 申込方法 別添の参加概要をご参照ください。
5. 本件に関するお問合せ・お申込み先
一般社団法人日本クレジット協会 業務企画部
TEL 03-5643-0011 FAX 03-5643-0080
Eメール gykikaku@jcredit.jp

以上

「安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備」の説明会 参加概要

1. 日 時 平成28年11月30日(水) 午前10時30分より午後12時30分
2. 場 所 当協会会議室(別添地図参照)
3. 内容・スケジュール(予定)

時 間	内 容
10:00~10:30	受付
10:30~12:30	1. 「クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止の義務化」について 【説明者】経済産業省 商取引監督課ご担当官 2. 「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画-2016-」について 【説明者】日本クレジット協会 事務局 3. 質疑応答

○説明内容等については変更になる場合があります。

4. 申込要領

- (1)参加費：無料
- (2)申込人数：会場の都合により参加者は1社2名までとさせていただきます。
定員(60名)になり次第締め切りとなりますので、予めご了承ください。
- (3)申込方法：別紙の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、申込締切日までに、EメールまたはFAXにてお申し込みください。
- (4)申込締切：平成28年11月22日(火)

※受講票等は送付しませんのでご注意ください。

※受付時に名刺によりお名前を確認いたしますので、必ず名刺をお持ちください。

5. 本件に関するお問合せ・お申込み先

一般社団法人日本クレジット協会 業務企画部
TEL 03-5643-0011 FAX 03-5643-0080
Eメール gykikaku1@jcredit.jp

～参考～

「日本クレジット協会」について

一般社団法人日本クレジット協会は、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会及び個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体としての機能と、クレジットの業界団体としての機能とを併せ持つ、クレジット業界唯一の総合団体として活動を行っております。

「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の事務局も務めており、カード会社等を通じ、加盟店の皆様へ実行計画の周知・推進を行っております。

《日本クレジット協会 URL》

<http://www.j-credit.or.jp/>

「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画-2016-」について

「クレジット取引セキュリティ対策協議会」は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を踏まえ、世界水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備しキャッシュレス決済を促進するために、クレジットカード会社のみならず幅広い関係業界等が参画して2015年3月に発足しました。同協議会において、2020年までに達成すべきセキュリティ対策の目標の実現に向け、それぞれの検討課題に対する取組の基本的な考え方とカード会社や加盟店等の各主体がそれぞれの役割に応じて取り組むべき事項を取りまとめ、本年2月23日に公表しました。

なお、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」には経済産業省もオブザーバーとして参加していただいております。

《「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画-2016-」 URL》

<http://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

以上

《一般社団法人日本クレジット協会 案内図》

住 所 : 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6階

電 話 : 03-5643-0011



《アクセス》

1. 東京メトロ日比谷線「人形町」駅 A2 出口より徒歩 3 分
2. 都営地下鉄浅草線「人形町」駅 A5 出口より徒歩 3 分
3. 東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅 8 番出口より徒歩 5 分
4. 東京メトロ東西線・日比谷線「茅場町」駅より徒歩 8 分

「安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備について」説明会 参加申込書

《平成28年11月30日（水）午前10時30分～午後12時30分》

平成28年 月 日

一般社団法人日本クレジット協会
業務企画部 行

⑥

会社名			
申込担当者名		所属部署・役職名	
連絡先住所	〒		
TEL		Eメール	

所属部署・役職	参加者氏名

※参加者は1社2名までとなります。

【返信先】 Eメール：gykikaku1@jcredit.jp

FAX：03-5643-0080

※平成28年11月22日（火）までにお申し込みください。

※FAX番号のお間違いのないようご注意ください。

○本申込書にご記入いただいた氏名・連絡先等の個人情報は、標記説明会に係る参加者管理、事務連絡などに
利用させていただきます。

○上記情報の全部または一部は参加者名簿として使用しますので、予めご了承ください。

協会ホームページについて

●支部の活動について

都道府県および政令指定都市の支部における活動を随時公開します。

●登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び 2016 年度登録販売者試験 受験対策共通テキストの販売について

3月11日より、申込み受け順に発送を開始しております。

事務局だより

・酒類販売管理者教育について

全国小売酒販組合中央会の方が来所され、本年5月に義務化された酒類販売管理者への教育が義務化されたと教えていただきました。これまでは、酒類販売管理者への教育は努力義務となっていたのですが、それが、教育を受けた人が酒類の販売管理者になれるというように変わったのだそうです。施行は来年6月に決まる見込みだそうです。これに伴って、いままで努力義務ということで教育を実施していなかった企業様には、来年6月までに教育を受ける必要に迫られることになります。わかりやすい資料の作成を全国小売酒販組合中央会にお願いし、詳しい内容は本文をご覧ください。よろしく申し上げます。

・インフルエンザ対応について

パンデミック。鳥インフルエンザをはじめ、未知であり、人間に感染するウイルスが世界に広まったとする映画も以前あったかと思います。厚生労働省ではやっと登録システムの不備も解消し、インフルエンザウイルスが広まったとき、医療機関やライフラインの確保を目指して、ワクチンの優先接種登録の要領、条件を伝えてきました。ドラッグストアは、薬局と小売店舗の2業種をもつ業態となっています。優先接種の登録をする、しないは各企業の自由ですし、登録したからといって、その人がワクチンを接種できるかは確約されません。なんとも、不思議な連絡内容ですが、未知なるものへの対応ということでしたしかたないのかもしれないかもしれません。可能な限り、ご対応願います。

・東京都の検討会について

乳幼児の歯ブラシによる事故防止を目指して、東京都主催の検討会が行われており、JACDSでは龍生堂本店の岸邊室長にご参加いただいております。その話し合いの中で、「製品の改良も必要かもしれないが、価格などの点から固い柄の歯ブラシはなくなる。転倒して歯磨き途中の子供がのどを突くケースが最も多いのは2～3歳だろうから、その母親に留意させることを考える必要があるのではないか」との意見が出されたそうです。どんなに喉を突かないような歯ブラシを開発しても、買っていくのは消費者であり、転倒することの怖さをお知らせすることがまずは一番と思いました。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 159

発行日	平成 28 年 11 月 14 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp